

## 第3章 植 栽

### 第1節 適 用

1. 本章は、植栽工、移植工、樹木整姿工、樹木保全工、樹木育成工、環境保全工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、工事請負共通仕様書（1 共通編、3 公園緑化土木工事編）の当該項目の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類（最新版）によらなければならない。ただし、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**をもとめなければならない。

なお、各基準類に改訂等がある場合は、最も新しいものによること。

|          |                        |
|----------|------------------------|
| 日本公園緑地協会 | 都市公園技術標準解説書            |
| 日本緑化センター | 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）の解説 |
| 日本道路協会   | 道路土工要綱                 |
| 日本道路協会   | 道路緑化技術基準・同解説           |

### 第3節 植 栽 工

#### 公－1－3－3－1 一般事項

1. 本節は、植栽工として、高木植栽工、中低木植栽工、特殊樹木植栽工、地被類植栽工、草花種子散布工、播種工、花壇植栽工、樹木養生工、樹名板工、根囲い保護工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、植栽樹木等が工事完成引渡し後1年以内に、植栽した時の状態で枯死又は形姿不良（枯枝が樹冠部の概ね3分の2以上となった場合、又は、通直な主幹を持つ樹木については樹高の概ね3分の1以上の主幹が枯れた場合をいい、ほぼ確実に同様の状態となることが見込まれるものを含む。）となった場合には、受注者は当初植栽した樹木等と同等又はそれ以上の規格のものに植替えなければならない。

なお、枯死又は形姿不良の判定は、監督職員と受注者とが立会のうえ行うものとする。

- (1) 植替義務の対象とする範囲は、干害・風水害・雪害・塩害・雹害・凍結・霜害・病害虫・鳥獣害及び、破裂・爆発等すべての偶然な事由による樹木等の枯死または形姿不良とする。

ただし、戦争・騒乱・暴動等の事変や暴風・豪雨・地震・噴火・津波・落雷・火災等による被害（影響）による場合や、地被類・低木等が人為的な踏み荒らし等による被害等を受けた場合は、対象外とする。

- (2) 地被類はその植物の性質上、当該工事の目的に合致しているかどうかを基準にして、枯れの判断を本市が行うものとする。
- (3) 枯補償の対象となる樹木等は、樹木、地被植物（地被面を覆う目的をもって植栽される芝類、ササ類等の永年性植物）をいう。
- (4) 受注者は、本節第1項～第4項の**確認**に基づき監督職員から**指示**された樹木について、植替え植栽を、**指示**された期日までに行い、植替え終了後**検査**を受けなければならない。

#### 公－１－３－３－２ 材 料

1. 受注者は、植栽工で使用する樹木類については、以下の基準によるものとする。
- (1) 樹木は発育良好で枝葉がよく繁茂し、各樹種共、その本来の形態、性状を有すると共に、病虫害の被害や損傷のない健全な生育状態のものでなければならない。ただし、特殊な形態を必要とするものは、**特記仕様書**の規定によるものとする。
- (2) 樹木は植替えもの（植替えしてから2～3年もの）又は根回しなどを行った細根の多い栽培品でなければならない。ただし、栽培品が得られないなどやむを得ない理由がある場合は、監督職員の**承諾**を得て、栽培品以外のものを使用することができる。
- (3) 樹木の寸法は「公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）の解説」の規定によるほか、次の基準によるものとする。
- ① 樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高をいい、一部に突出した枝は含まない。なお、ヤシ類等の特殊樹にあつて「幹高」と**特記**する場合は幹部の垂直高をいう。
- ② 幹周りは、樹木の幹の周長をいい、根鉢の上端より 1.2m上がりの位置を測定する。この部分に、枝が分岐しているときは、その上部を測定する。幹が2本以上の樹木の場合においては、おのおの周長の総和の70%をもって幹周とする。なお、「根元周」と、**特記**する場合は、幹の根元の周長(芝付け)をいう。
- ③ 枝張（葉張）は、樹木等の四方面に伸張した枝（葉）の幅をいう。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とする。なお、一部の突出した枝は含まない。葉張とは低木の場合にいう。
- ④ 株立（株物）は樹木等の幹が根元近くから分岐して、そう状を呈したものをいう。なお株物とは、低木でそう状を呈したものをいう。
- 株立数（略称：BN）は株立（物）の根元近くから分岐している幹（枝）の数をいう。樹高と株立数の関係については以下のように定める。
- 2本立……………1本は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の70%以上に達していること。
- 3本立以上………指定株立数について、過半数は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の70%以上に達していること。
- (4) 樹木の寸法は**設計図書**に示された寸法を最低値とし、上限は指定寸法の10%以内とする。ただし、指定寸法以上であっても樹姿、枝ぶり等が優良とみられ、監督職員の**承諾**するも

のは使用することができるが、原則として植穴寸法、客土等の規格は変更しない。

- (5) 監督職員が枝葉等の切除を**指示**した場合は、切除前の規格寸法を**確認**できる写真等を撮影し**提出**しなければならない。ただし、切除後も規格寸法を満たす場合は、この限りではない。
- (6) 樹木の根鉢は樹種の特性に応じた適正な根鉢、根株をもち、鉢くずれのないよう根巻きやコンテナ等により固定されていることとし、乾燥してはならない。
- (7) 樹種によりふりい掘りとするときは、特に根部を養生し、乾燥や損傷などがなく、根の健全さが保たれていなければならない。
- (8) 樹木及び根鉢等にはササ類やススキ、茅、蔓草等の宿根性植物は付着してはならない。また、1. 2年性雑草についても根巻等の際に除去しておくこと。

2. 受注者は、植栽工で使用する地被類については、以下の基準によるものとする。

- (1) 地被類は植物の特性に応じた形態を有し病虫害、雑草根などが混入せず、葉茎及び根の発育が旺盛で乾燥していない栽培品とする。ただし、栽培品が得られないなどやむを得ない理由がある場合は、監督職員の**承諾**を得て、栽培品以外のものを使用することができる。
- (2) 樹木の寸法は「公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）の解説」の規定によるほか、次の基準によるものとする。
  - ① コンテナ径(またはポット径)は、使用している樹脂ポット等の呼び寸法をいう。ただし、ポットはおおむね円形に近いものとし、大きく変形するなど、極端に栽培用土が少ないものであってはならない。
  - ② 芽立ち数は、植栽時点で**確認**できる萌芽状態以上の芽の総数とし、貧弱なものや枯死したものは有効な芽立ち数とは扱わない。なお、植栽時期がその植物の萌芽時期より前であって、芽立ち数の**確認**が困難な場合は、監督職員と**協議**すること。
  - ③ 長さは、主幹が直立しない匍匐性(ほふくせい)のものの場合に、高さの代わりに用いる規格であり、最も長い枝の地際から先端までの長さをいう。木本類にあっては、伸長期の新梢は、その長さに含めない。

3. 受注者は、植栽工で使用する種子は、採取後1年以内のものとし、病虫害がなく雑草の種子が混じっていない発芽率の良好なものでなければならない。

4. 受注者は、植栽工で使用する樹木類については、3 公園緑化土木工事編 添付資料提出書類様式による使用材料承諾願に樹木類の産地リストを添付するとともに、監督職員の**指示**により一部または全部の樹木の写真及び見本品を**提出**し、**承諾**を得なければならない。なお、**設計図書**による**特記**または監督職員が必要と認めるときは、使用予定樹木の**現地(栽培地)検査**を行うことがある。

5. 受注者は、前記により**承諾**を受けたものであっても、掘取、荷造り、運搬等に際し損傷を与えたり、樹形不良となったものは使用してはならない。なお、写真或いは**現地検査**によっても発見できなかった重大な瑕疵が発見され、監督職員が不良と認めたものについても同様とする。

6. 植栽工で使用する客土は、樹木の生育を害する物質を含まないもので、共－1－2－2－

1 土 第2項盛土及び植栽用客土の規定によるものとし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、ササ根等が混入してはならない。ただし、特に指定する場合は、**設計図書の特記**による。なお、受注者は、肥料、土壌改良材、マルチング材を使用する場合、**設計図書**で指定されたもの又は同等品以上のものとし、使用前に見本等を**提出**し、監督職員の**承諾**を得なければならない。

- (1) 土壌改良材等については、農林水産省より平成23年8月1日付通知された、「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」に基づいたものを使用すること。<http://www.maff.go.jp/j/syouan/soumu/saigai/shizai.html>
- (2) 有機質肥料としての油かす、魚粉、骨粉、鶏ふん等は、それぞれの良質の素材で肥料成分の損失がないようにつくられ、有害物、その他異物が混入していない乾燥したものを使用しなければならない。
- (3) 化学肥料は、粒状、固形、結晶等それぞれの形状を有し、異物の混入していないものとする。また、それぞれの指定の肥料成分を有し、変質していないものでなければならない。
- (4) 土壌改良材は粒状、粉状、液状等、それぞれの形質、性状を有し、異物の混入がなく、変質していないものとする。
- (5) 活性堆肥は表1－3－1の品質基準に適合するものとする。

表1－3－1 活性堆肥品質基準

| 項 目         | 基 準         |
|-------------|-------------|
| 有機物含有率      | 70% 以上      |
| 全窒素(N)含有率   | 1.2% 以上     |
| 全リン酸(P205)含 | 0.5% 以上     |
| 全カリ(K20)含有  | 0.3% 以上     |
| 炭素比(C/N比)   | 35 以下       |
| PH          | 5.5～7.5     |
| 塩基置換容量      | 70me/100g以上 |
| 水分          | 60±5% 前後    |
| 幼植物試験       | 異常を認めないこと   |

[注] 1. 各成分含有率および塩基置換容量は乾物当りで示す。

2. 有機物含有率は炭素(C)含有率を1.7倍して求める。

3. 全窒素含有率は硝酸態窒素(N03-N)を含む。

4. 幼植物試験はコマツナなどの発芽・生育試験による。

5. 粒度は篩(ふるい)網のメッシュで、10以上20mm未満で調整する。

(6) 流紋岩系焼成材(発泡の有無は問わない)の最大粒径はφ3～5mm程度とする。

(7) 肥料・土壌改良材はすべてそれぞれの品質に適した包装あるいは容器に入れているもので、種類(成分表)、容量等が明記されているものでなければならない。

ただし、本市支給品はこの限りではない。

(8) 受注者は、本市支給品を使用する場合、監督職員から発行された請求伝票により指定す

る場所で支給品を受け取らなければならない。また、同時に交付書を受取り、監督職員に提出するものとする。

7. 植栽工で使用する支柱材については、以下の基準によるものとする。

(1) 支柱用丸太は、以下の基準によるものとする。

① 所定の寸法を有し、割れ、腐食がない直材であって、皮はぎをした杉丸太の新材とすること。なお、監督職員が**承諾**した場合は、ひのき丸太を使用することができる。

② 杭に使用する丸太は元口を先端加工とし、見え掛り切口及び横木は全周面取り仕上げとする。

③ 支柱用丸太の防腐処理は、監督職員が**承諾**する加圧注入防腐処理材とする。

(2) その他支柱材は、以下の基準によるものとする。

① 竹支柱材は2年生以上で曲がりがなく、粘り強く、腐食、虫食い、変色などの欠点のない生育良好ものとし、両端を節止めとすること。

② 杉皮は大節、穴、割れ、腐食などのない良質品とする。

③ しゅろなわ、わらなわは、より合せが均質で、強靱なものであること。

8. 農薬は、粉剤、液剤、粒剤等で、それぞれの成分を有し、農薬取締法第2条による農林水産大臣の登録を受けたものとし、それぞれの品質に適した完全な容器に密封されたもので変質がなく、商品名、種類（成分表）、容量が明示された有効期限内のものとする。

#### 公－1－3－3－3 高木植栽工

1. 本条は、高木植栽工に適用する。

2. 受注者は、工事着手に先立ち、**設計図書**にしたがって植付け位置を監督職員と**立会**のうえ決定しなければならない。また、監督職員の**指示**により配植図の**提出**を求めることがある。配植図を作成する場合は、樹木の表裏、真木と添木の区別、高木と低木の組合せや、架線、照明灯等のほかの工作物との位置関係に留意しなければならない。

3. 植穴は当日に施工することを原則とするが、やむを得ず植付けが後日となるときは、監督職員と十分**協議**し、安全対策を講じておかななければならない。

4. 植穴の施工を行う場合は、表1－3－2によるものとし、監督職員の**検査（確認）**を受けた後、植付け及び客土を行わなければならない。

表 1－3－2 鉢容量及び植穴容量

| 形状  | 樹高<br>(cm)  | 鉢径<br>(cm) | 鉢の深さ<br>(cm) | 植穴径<br>(cm) | 植穴深さ<br>(cm) | 鉢容量<br>(m3) | 植穴容量<br>(m3) | 植栽用客土量<br>(m3) | 備考 |
|-----|-------------|------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|----------------|----|
| 中低木 | 30未満        | 15         | 8            | 29          | 23           | 0.001       | 0.015        | 0.0012         |    |
|     | 30以上 50未満   | 17         | 10           | 33          | 26           | 0.002       | 0.022        | 0.0024         |    |
|     | 50以上 80未満   | 20         | 12           | 37          | 28           | 0.004       | 0.030        | 0.0048         |    |
|     | 80以上 100未満  | 22         | 13           | 41          | 31           | 0.005       | 0.040        | 0.0060         |    |
|     | 100以上 150未満 | 26         | 16           | 46          | 35           | 0.008       | 0.057        | 0.0096         |    |
|     | 150以上 200未満 | 30         | 19           | 54          | 40           | 0.013       | 0.090        | 0.0156         |    |
|     | 200以上 250未満 | 35         | 23           | 61          | 46           | 0.022       | 0.133        | 0.0264         |    |
|     | 250以上 300未満 | 40         | 26           | 69          | 51           | 0.032       | 0.188        | 0.0384         |    |
| 形状  | 樹高<br>(cm)  | 鉢径<br>(cm) | 鉢の深さ<br>(cm) | 植穴径<br>(cm) | 植穴深さ<br>(cm) | 鉢容量<br>(m3) | 植穴容量<br>(m3) | 植栽用客土量<br>(m3) | 備考 |
| 高木  | 10未満        | 33         | 25           | 69          | 37           | 0.017       | 0.090        | 0.0204         |    |
|     | 10以上 15未満   | 38         | 28           | 75          | 40           | 0.028       | 0.140        | 0.0336         |    |
|     | 15以上 20未満   | 47         | 33           | 87          | 46           | 0.061       | 0.270        | 0.0732         |    |
|     | 20以上 25未満   | 57         | 39           | 99          | 53           | 0.110       | 0.440        | 0.1320         |    |
|     | 25以上 30未満   | 66         | 45           | 111         | 59           | 0.170       | 0.650        | 0.2040         |    |
|     | 30以上 35未満   | 71         | 48           | 117         | 62           | 0.210       | 0.760        | 0.2520         |    |
|     | 35以上 45未満   | 90         | 59           | 141         | 75           | 0.400       | 1.340        | 0.4800         |    |
|     | 45以上 60未満   | 113        | 74           | 171         | 90           | 0.740       | 2.280        | 0.8880         |    |
|     | 60以上 75未満   | 141        | 91           | 207         | 109          | 1.320       | 3.700        | 1.5840         |    |
|     | 75以上 90未満   | 170        | 108          | 243         | 128          | 2.080       | 5.450        | 2.4960         |    |

注) (鉢容量) × 1.2 = (植栽用客土量)

5. 受注者は、植穴の掘削にあたっては、公－1－1－3－3公園土工の規定によるものとし、既設工作物、埋設物等に損傷を与えないよう特に注意して施工しなければならない。

万一埋設物等に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置及び関係機関への連絡を行うとともに、監督職員に**報告し指示**を受けなければならない。なお、修復に要する費用は、受注者の負担とする。

また、既設工作物、埋設物等により規定の植穴の掘削が困難な場合には監督職員と協議しなければならない。

6. 受注者は、掘削により生じた土砂は下記の規定によらなければならない。

- (1) 客土として使用する土砂は、瓦礫等植物の生育を害する物質を除去して用いること。
- (2) 水鉢に使用する土砂は、上記の規定によること。
- (3) 客土及び水鉢用として使用しない土砂は、公－1－1－3－3第2項公園土工(6)残土処理工の規定によること。

7. 受注者は、客土の混合を行う場合、表1－3－3（1）、表1－3－3（2）樹木形状寸法別植穴客土明細表に記載のある材料を所定の割合で用い、十分混合し監督職員の確認を受けなければならない。

8. 受注者は、樹木の運搬にあたり枝幹等の損傷、鉢くずれ等がないよう十分に保護養生を行わなければならない。なお、樹木の掘取り、荷造り及び運搬は1日の植付け量を考慮し、迅速かつ入念に行わなければならない。

表 1－3－3（1） 樹木形状寸法別植穴客土明細表（1）

| 植付号型                                       |          | 1         |             | 2           |              | 3             |               | 4             |               | 5               |                   | 6                 |                   | 7<br>(25以上～40未満)  |                   | 8<br>(40以上～60未満)  |                   | 9                 |                   | 10                 |                     | 備考    |
|--------------------------------------------|----------|-----------|-------------|-------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|---------------------|-------|
| 樹木形状寸法<br>(高木目通幹周高さ 1.2m)<br>(c m以上～c m未満) |          | 高さ<br>～30 | 高さ<br>30～50 | 高さ<br>50～80 | 高さ<br>80～100 | 高さ<br>100～150 | 高さ<br>150～200 | 高さ<br>200～250 | 高さ<br>250～300 | 目通<br>幹周<br>～10 | 目通<br>幹周<br>10～15 | 目通<br>幹周<br>15～20 | 目通<br>幹周<br>20～25 | 目通<br>幹周<br>25～30 | 目通<br>幹周<br>30～35 | 目通<br>幹周<br>35～45 | 目通<br>幹周<br>45～60 | 目通<br>幹周<br>60～75 | 目通<br>幹周<br>75～90 | 目通<br>幹周<br>90～105 | 目通<br>幹周<br>105～120 |       |
| 植穴形状寸法                                     | 直径       | 0.29      | 0.33        | 0.37        | 0.41         | 0.46          | 0.54          | 0.61          | 0.69          | 0.69            | 0.75              | 0.87              | 0.99              | 1.11              | 1.17              | 1.41              | 1.71              | 2.07              | 2.43              | 2.67               | 2.89                |       |
|                                            | 深さ       | 0.23      | 0.26        | 0.28        | 0.31         | 0.35          | 0.40          | 0.46          | 0.51          | 0.37            | 0.40              | 0.46              | 0.53              | 0.59              | 0.62              | 0.75              | 0.90              | 1.09              | 1.28              | 1.42               | 1.49                |       |
|                                            | 植穴容積     | 0.0150    | 0.0220      | 0.0300      | 0.0400       | 0.0570        | 0.0900        | 0.1330        | 0.1880        | 0.090           | 0.140             | 0.270             | 0.440             | 0.650             | 0.760             | 1.340             | 2.280             | 3.700             | 5.450             | 7.940              | 9.760               |       |
|                                            | 標準根鉢容積   | 0.0010    | 0.0020      | 0.0040      | 0.0050       | 0.0080        | 0.0130        | 0.0220        | 0.0320        | 0.0320          | 0.017             | 0.028             | 0.061             | 0.110             | 0.170             | 0.210             | 0.400             | 0.740             | 1.320             | 2.080              | 2.540               | 3.370 |
| 残土処理 (水鉢敷均)                                |          | 0.0010    | 0.0020      | 0.0040      | 0.0050       | 0.0080        | 0.0130        | 0.0220        | 0.0320        | 0.017           | 0.028             | 0.061             | 0.110             | 0.170             | 0.210             | 0.400             | 0.740             | 1.320             | 2.080             | 2.540              | 3.370               |       |
| 客土量                                        |          | 0.0140    | 0.0200      | 0.0260      | 0.0350       | 0.0490        | 0.0770        | 0.1110        | 0.1560        | 0.073           | 0.112             | 0.209             | 0.330             | 0.480             | 0.550             | 0.940             | 1.540             | 2.380             | 3.370             | 5.400              | 6.390               |       |
| 客土量明細表                                     | 掘削土使用量   | 0.0126    | 0.0180      | 0.0234      | 0.0315       | 0.0441        | 0.0693        | 0.0999        | 0.1404        | 0.066           | 0.101             | 0.188             | 0.297             | 0.432             | 0.495             | 0.846             | 1.386             | 2.142             | 3.033             | 4.860              | 5.751               | 9     |
|                                            | 植栽用客土使用量 | 0         | 0           | 0           | 0            | 0             | 0             | 0             | 0             | 0               | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                  | 0                   | 客土配合率 |
|                                            | 活性堆肥使用量  | 1.40      | 2.00        | 2.60        | 3.50         | 4.90          | 7.70          | 11.10         | 15.60         | 7.3             | 11.2              | 20.9              | 33.0              | 48.0              | 55.0              | 94.0              | 154.0             | 238.0             | 337.0             | 540.0              | 639.0               | 1     |
|                                            | 残土処理     | 0.0014    | 0.002       | 0.0026      | 0.0035       | 0.0049        | 0.0077        | 0.0111        | 0.0156        | 0.0073          | 0.0112            | 0.0209            | 0.033             | 0.048             | 0.055             | 0.094             | 0.154             | 0.238             | 0.337             | 0.54               | 0.639               |       |
| 客土量明細表                                     | 掘削土使用量   | 0.007     | 0.01        | 0.013       | 0.0175       | 0.0245        | 0.0385        | 0.0555        | 0.078         | 0.037           | 0.056             | 0.105             | 0.165             | 0.24              | 0.275             | 0.47              | 0.77              | 1.19              | 1.685             | 2.7                | 3.195               | 5     |
|                                            | 植栽用客土使用量 | 0.0067    | 0.0096      | 0.0125      | 0.0168       | 0.0235        | 0.037         | 0.0533        | 0.0749        | 0.035           | 0.054             | 0.1               | 0.158             | 0.23              | 0.264             | 0.451             | 0.739             | 1.142             | 1.618             | 2.592              | 3.067               | 客土配合率 |
|                                            | 活性堆肥使用量  | 1.40      | 2.00        | 2.60        | 3.50         | 4.90          | 7.70          | 11.10         | 15.60         | 7.3             | 11.2              | 20.9              | 33.0              | 48.0              | 55.0              | 94.0              | 154.0             | 238.0             | 337.0             | 540.0              | 639.0               | 1     |
|                                            | 残土処理     | 0.007     | 0.01        | 0.013       | 0.0175       | 0.0245        | 0.0385        | 0.0555        | 0.078         | 0.037           | 0.056             | 0.105             | 0.165             | 0.24              | 0.275             | 0.47              | 0.77              | 1.19              | 1.685             | 2.7                | 3.195               |       |
| 掘削土使用量                                     |          | 0         | 0           | 0           | 0            | 0             | 0             | 0             | 0             | 0               | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                  | 0                   | 客土配合率 |
| 植栽用客土使用量                                   |          | 0.0151    | 0.0216      | 0.0281      | 0.0378       | 0.053         | 0.0832        | 0.1199        | 0.1685        | 0.079           | 0.121             | 0.226             | 0.356             | 0.518             | 0.594             | 1.015             | 1.663             | 2.57              | 3.64              | 5.832              | 6.901               | 客土配合率 |
| 活性堆肥使用量                                    |          | 1.40      | 2.00        | 2.60        | 3.50         | 4.90          | 7.70          | 11.10         | 15.60         | 7.3             | 11.2              | 20.9              | 33                | 48                | 55                | 94                | 154               | 238               | 337               | 540                | 639                 | 1     |
| 残土処理                                       |          | 0.0140    | 0.0200      | 0.0260      | 0.0350       | 0.0490        | 0.0770        | 0.1110        | 0.1560        | 0.073           | 0.112             | 0.209             | 0.33              | 0.48              | 0.55              | 0.94              | 1.54              | 2.38              | 3.37              | 5.4                | 6.39                |       |

注) 植栽用客土については、2割増の数量を示す。

表 1－3－3（2） 樹木形状寸法別植穴客土明細表（2）

| 植付号型                                         |            | 1              |             | 1'           | 2             |               | 3             |               |                 | 4                 |                   | 5                 |                   | 6                 |                   | 7<br>(25以上～40未満)  |                   |                   |                    | 8<br>(40以上～60未満)    |       |       |       | 9 |  | 10 |  | 備考 |
|----------------------------------------------|------------|----------------|-------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|---------------------|-------|-------|-------|---|--|----|--|----|
| 樹木形状寸法<br>(高木目通幹周高さ 1.2m)<br>( c m以上～ c m未満) |            | 高さ<br>30～50    | 高さ<br>50～80 | 高さ<br>80～100 | 高さ<br>100～150 | 高さ<br>150～200 | 高さ<br>200～250 | 高さ<br>250～300 | 目通<br>幹周<br>～10 | 目通<br>幹周<br>10～15 | 目通<br>幹周<br>15～20 | 目通<br>幹周<br>20～25 | 目通<br>幹周<br>25～30 | 目通<br>幹周<br>30～35 | 目通<br>幹周<br>35～45 | 目通<br>幹周<br>45～60 | 目通<br>幹周<br>60～75 | 目通<br>幹周<br>75～90 | 目通<br>幹周<br>90～105 | 目通<br>幹周<br>105～120 |       |       |       |   |  |    |  |    |
| 植穴形状寸法                                       | 直径         | 0.29           | 0.33        | 0.37         | 0.41          | 0.46          | 0.54          | 0.61          | 0.69            | 0.69              | 0.75              | 0.87              | 0.99              | 1.11              | 1.17              | 1.41              | 1.71              | 2.07              | 2.43               | 2.67                | 2.89  |       |       |   |  |    |  |    |
|                                              | 深さ         | 0.23           | 0.26        | 0.28         | 0.31          | 0.35          | 0.40          | 0.46          | 0.51            |                   | 0.37              | 0.40              | 0.46              | 0.53              | 0.59              | 0.75              | 0.90              | 1.09              | 1.28               | 1.42                | 1.49  |       |       |   |  |    |  |    |
|                                              | 植穴容積       | m <sup>3</sup> | 0.0150      | 0.0220       | 0.0300        | 0.0400        | 0.0570        | 0.1330        | 0.1880          | 0.090             | 0.140             | 0.270             | 0.440             | 0.650             | 0.760             | 1.340             | 2.280             | 3.700             | 5.450              | 7.940               | 9.760 |       |       |   |  |    |  |    |
|                                              | 標準根鉢容積     | m <sup>3</sup> | 0.0010      | 0.0020       | 0.0040        | 0.0050        | 0.0080        | 0.0220        | 0.0320          | 0.017             | 0.028             | 0.061             | 0.110             | 0.170             | 0.210             | 0.400             | 0.740             | 1.320             | 2.080              | 2.540               | 3.370 |       |       |   |  |    |  |    |
| 残土処理（水鉢乾均）                                   |            | m <sup>3</sup> | 0.0010      | 0.0020       | 0.0040        | 0.0050        | 0.0080        | 0.0220        | 0.0320          | 0.017             | 0.028             | 0.061             | 0.110             | 0.170             | 0.210             | 0.400             | 0.740             | 1.320             | 2.080              | 2.540               | 3.370 |       |       |   |  |    |  |    |
| 客土量                                          |            | m <sup>3</sup> | 0.0140      | 0.0200       | 0.0260        | 0.0350        | 0.0490        | 0.1110        | 0.1560          | 0.073             | 0.112             | 0.209             | 0.330             | 0.480             | 0.550             | 0.940             | 1.540             | 2.380             | 3.370              | 5.400               | 6.390 |       |       |   |  |    |  |    |
| 改良型1号                                        | 植栽用客土使用量   | m <sup>3</sup> | 0.0100      | 0.0144       | 0.0187        | 0.0252        | 0.0352        | 0.0554        | 0.1123          | 0.052             | 0.080             | 0.150             | 0.237             | 0.345             | 0.396             | 0.676             | 1.108             | 1.713             | 2.426              | 3.888               | 4.600 | 客土配合率 |       |   |  |    |  |    |
|                                              | 流紋岩系焼成材使用量 | ℓ              | 2.80        | 4.00         | 5.20          | 7.00          | 9.80          | 15.40         | 22.20           | 31.20             | 41.8              | 66.0              | 96.0              | 110.0             | 188.0             | 308.0             | 476.0             | 674.0             | 1080.0             | 1278.0              | 2     |       |       |   |  |    |  |    |
|                                              | 活性堆肥使用量    | ℓ              | 2.80        | 4.00         | 5.20          | 7.00          | 9.80          | 15.40         | 22.20           | 31.20             | 41.8              | 66.0              | 96.0              | 110.0             | 188.0             | 308.0             | 476.0             | 674.0             | 1080.0             | 1278.0              | 2     |       |       |   |  |    |  |    |
|                                              | 残土処理       | m <sup>3</sup> | 0.0140      | 0.0200       | 0.0260        | 0.0350        | 0.0490        | 0.0770        | 0.1110          | 0.1560            | 0.073             | 0.112             | 0.209             | 0.330             | 0.480             | 0.550             | 0.940             | 1.540             | 2.380              | 3.370               | 5.400 |       |       |   |  |    |  |    |
| 改良型2号                                        | 掘削土使用量     | m <sup>3</sup> | 0.0084      | 0.012        | 0.0156        | 0.021         | 0.0294        | 0.0462        | 0.0666          | 0.0936            | 0.043             | 0.067             | 0.125             | 0.198             | 0.288             | 0.33              | 0.564             | 0.924             | 1.428              | 2.022               | 3.24  | 3.834 | 客土配合率 |   |  |    |  |    |
|                                              | 流紋岩系焼成材使用量 | ℓ              | 2.80        | 4.00         | 5.20          | 7.00          | 9.80          | 15.40         | 22.20           | 31.20             | 41.8              | 66.0              | 96.0              | 110.0             | 188.0             | 308.0             | 476.0             | 674.0             | 1080.0             | 1278.0              | 2     |       |       |   |  |    |  |    |
|                                              | 活性堆肥使用量    | ℓ              | 2.80        | 4.00         | 5.20          | 7.00          | 9.80          | 15.40         | 22.20           | 31.20             | 41.8              | 66.0              | 96.0              | 110.0             | 188.0             | 308.0             | 476.0             | 674.0             | 1080.0             | 1278.0              | 2     |       |       |   |  |    |  |    |
|                                              | 残土処理       | m <sup>3</sup> | 0.0056      | 0.0080       | 0.0104        | 0.0140        | 0.0196        | 0.0308        | 0.0444          | 0.0624            | 0.029             | 0.045             | 0.084             | 0.132             | 0.192             | 0.220             | 0.376             | 0.616             | 0.952              | 1.348               | 2.160 | 2.556 |       |   |  |    |  |    |

注) 1．植栽用客土については、2割増の数量を示す。

2．流紋岩系焼成材（焼泡の有無は問わない）の最大粒径はΦ3～5mm程度とする。

3．樹高5.0cm以上で1.1本/㎡の植栽については、植穴客土明細書の1'を適用すること。



9. 受注者は、植付けにあたっては、下記の事項によらなければならない。
- (1) 受注者は、原則として植付けを樹木の搬入当日中に完了しなければならない。ただし、当日中に植付けが完了しない場合は、監督職員の**承諾**を得たうえで、樹木の根部の乾燥、枝条の損傷のないよう養生を施し、翌日中に植付けを完了しなければならない。
  - (2) なお、保管にあたっては、通行や公園利用に支障のない場所を選び、危険のないよう対策を講じておかなければならない。
  - (3) 受注者は、植付けにあたって、根ごしらえ（根巻のこも、ビニルひも等の除去を含む）、枝すかしのうえ、現場に応じて見栄え良く、また、樹の表裏をよく見極めたうえ、植穴の中心になるように立て込まなければならない。
  - (4) なお、根ごしらえは鋭利な刃物により腐食や損傷した根を切除するとともに、根の切り戻しなど、植栽後の健全な発根と成長を促すよう丁寧に行うこと。
  - (5) 受注者は、根回りには、客土を入れて十分に灌水し、土が根鉢に密着するように水極めをしなければならない。また、土極めするものは客土を根回りに入れ、小棒などで突き入れ、根鉢に密着させなければならない。
  - (6) 受注者は、埋め戻し完了後地均し等を行い、原則として根元の周囲に水鉢を切って十分灌水して仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽するなど、水鉢の範囲や形状に影響がある場合は、監督職員と**協議**しなければならない。
  - (7) 樹木植付け後、支柱を取付ける場合は、水極め後に仮結束を行い、根鉢の沈下が治まったことを**確認**してから本結束を行わなければならない。
  - (8) 排水不良、地下水位が高い場合等、悪条件の箇所がある場合の植付けは、監督職員に**報告**し、その**指示**に従って必要な処置を講じなければならない。
10. 受注者は、支柱の取付けにあたっては、下記の事項によらなければならない。
- (1) 支柱は、別途定める図面集に示されたとおり、堅固に施工しなければならない。
  - (2) 竹支柱の場合は、すべて先端部を節止めとし、結束部には竹にのこぎり目を入れるなどして、なわの遊動を防がなければならない。
  - (3) ハツ掛支柱等は、丸太毎に樹幹、主枝又は他の丸太と交差する部位の何れか2箇所以上で結束しなければならない。
  - (4) 特殊支柱は、その機能をよく理解し、ゆるみや傾斜等のないよう施工しなければならない。支柱の固定方法は**設計図書**によるものとし、**設計図書**に明示されていない場合や、障害物等により施工できない場合は、監督職員の**指示**を受けなければならない。  
なお、地下支柱については、根鉢や植物の根を損傷しないように注意するとともに、支柱の効果が十分発揮できるように注意して設置しなければならない。
  - (5) 支柱丸太を番線で結束する際は、番線の余分な部分を切除し、切断部を支柱側に折り曲げて叩き込むなど、切断部が外を向かないよう注意して施工しなければならない。
  - (6) 支柱材料は、公-1-3-3-2材料第7項によるものとする。
11. 受注者は、樹種及び植栽時期等により必要と判断した樹木については、監督職員と**協議**のうえ幹巻を施すこととし、幹巻材料は、わら・こも・しゅろ等を用い、巻きむらや緩みのな

いよう丁寧に巻きつけなければならない。

12. 受注者は、植物の保護養生に蒸散抑制剤を使用する場合には、使用薬剤及び使用方法について、監督職員と協議しなければならない。
13. 受注者は、灌水は、植付け後水鉢を壊さないよう注意して十分に行わなければならない。
14. 受注者は、灌水を行う場合、夏季は、正午前後の直射日光の強い時間帯は避け冬季は、夜間や早朝などの厳寒時は避けなければならない。

#### 公－１－３－３－４ 中低木植栽工

中低木植栽工の施工については、公－１－３－３－３ 高木植栽工の規定による。

#### 公－１－３－３－５ 特殊樹木植栽工

特殊樹木植栽工の施工については、公－１－３－３－３ 高木植栽工の規定による。

#### 公－１－３－３－６ 地被類植栽工

1. 受注者は、ササ類及びその他地被類植栽にあたっては、下記の事項によらなければならない。
  - (1) 植付けに際しては、施工箇所の形態を考慮し株を整然と配植するとともに、土と根が密着するよう丁寧に植付けなければならない。
  - (2) つる性植物は、植栽後主要箇所を竹又は指定材料で誘引、結束等の必要な処置を講じなければならない。
  - (3) 地被植付けに先立ち、植付床を図 1－3－1 を標準として、深さ150mm以上に樹皮堆肥・緩効性被覆肥料を混合攪拌しなければならない。なお、植付けに障害となる石、瓦礫等は除去しなければならない。

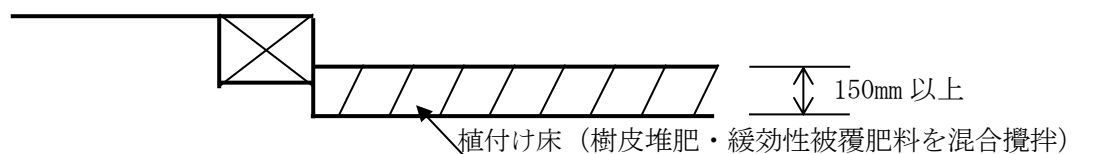


図 1－3－1 客土工詳細図

- (4) 緩効性被覆肥料は、チッソ：リン酸：カリ＝16：5：10で、チッソの80％溶出に700日（土中温度25℃の時）を要するものとし、標準数量は表 1－3－4 によるものとする。
- (5) 植付けパターンは図 1－3－2 を標準とする。

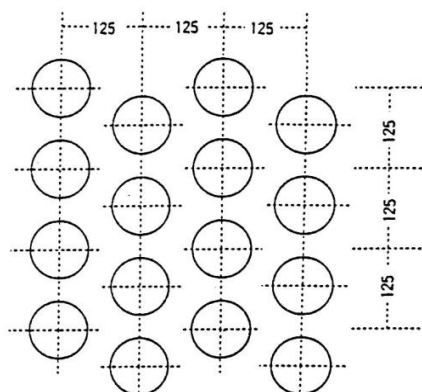
表 1-3-4 標準材料内訳表

100鉢当り

| 型 式                          | G-1   | G-2   | G-3   | G-4   | G-5   |
|------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 樹皮堆肥 (ℓ)                     | 187.5 | 120.0 | 83.3  | 68.2  | 46.9  |
| 緩効性被覆肥料<br>N:P:K=16-5-10 (g) | 937.5 | 600.0 | 416.7 | 340.9 | 234.4 |
| 備 考 (鉢/m <sup>2</sup> )      | 16    | 25    | 36    | 44    | 64    |

植栽パターン I

植栽間隔 125mm

植栽本数 6,400鉢/100m<sup>2</sup>64鉢/m<sup>2</sup>

植栽パターン II

植栽間隔 150mm

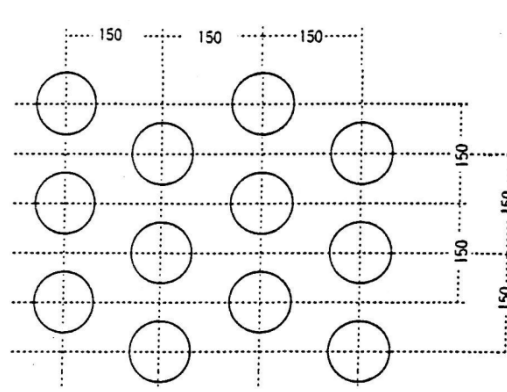
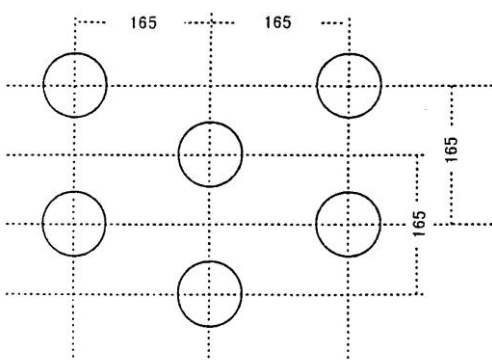
植栽本数 4,444鉢/100m<sup>2</sup>44鉢/m<sup>2</sup>

図 1-3-2 (1) 地被植栽パターン図 (1)

植栽パターン III

植栽間隔 165mm

植栽本数 3,673鉢/100m<sup>2</sup>36鉢/m<sup>2</sup>

植栽パターン IV

植栽間隔 200mm

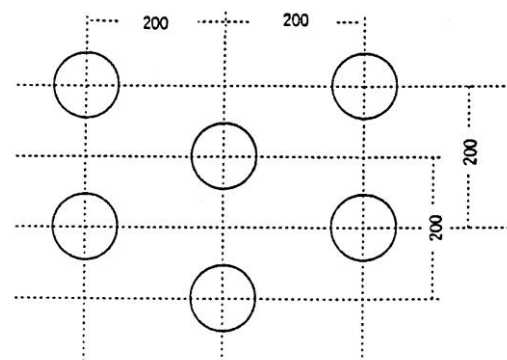
植栽本数 2,500鉢/100m<sup>2</sup>25鉢/m<sup>2</sup>

図 1-3-2 (2) 地被植栽パターン図 (2)

| 植栽パターン | V                        |
|--------|--------------------------|
| 植栽間隔   | 250mm                    |
| 植栽本数   | 1,600鉢/100m <sup>2</sup> |

16鉢/m<sup>2</sup>

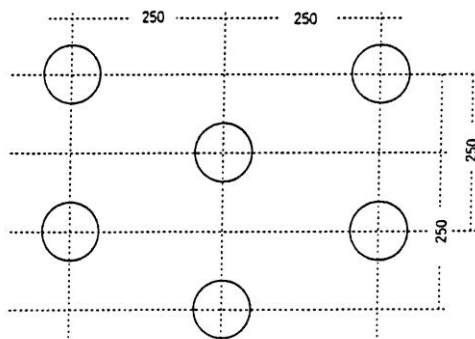


図 1－3－2 (3) 地被植栽パターン図 (3)

2. 受注者は、張芝にあたっては、下記の事項によらなければならない。

- (1) 芝張付けに先立ち、下地を十分にかきならし、ごみ、瓦礫、雑草等を丁寧に除去した後、不陸整正を行わなければならない。
- (2) 芝張付けに際し、切芝の目地は、芋目地にならないように、また、切芝が重ならないよう丁寧に敷並べ、ローラー又はたたき板で地盤に密着するまでよくたたかなければならない。なお、**設計図書**による指示があれば目串を用いるものとする。
- (3) 目土は植栽用客土を用い、凸凹のないよう平均に散布した後、たたき板でよくたたかなければならない。
- (4) 目土厚は概ね10～20mm(仕上げ厚)とし、気候や芝の状況等により判断のうえ、監督職員の承諾を受けなければならない。
- (5) 芝張付け完了後、目土が掘れないように十分注意して灌水を行わなければならない。

3. 植芝については、**設計図書**の特記によるものとする。

#### 公－1－3－3－7 草花種子散布工

1. 本条は、草花種子散布工の施工については、道－1－1－3－5 植生工の規定による。
2. 受注者は、**設計図書**に示す播種材料が発芽期間を経過後に発芽しない場合、再播種を行わなければならない。なお、施工時期及び発芽期間については**設計図書**に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 公－1－3－3－8 播種工

1. 受注者は、播種工の施工にあたって地盤の表面をわずかにかき起こし、ごみ、瓦礫、雑草等を取り除き、整地した後に、**設計図書**に示す量を厚薄のないように播き付け、表土と混ぜ合うようにかき均し、施工後は、発芽を良好にするための適切な養生をしなければならない。

2. 受注者は、**設計図書**に示す播種材料が発芽期間を経過後に発芽しない場合、再播種を行わなければならない。なお、施工時期及び発芽期間については監督職員と**協議**しなければならない。

#### 公－１－３－３－９ 花壇植栽工

1. 花壇植栽の、植物の種類、密度、模様等は、**設計図書の特記**によるものとする。
2. 受注者は、花壇植物の現場搬入後は、材料を高く積み重ねて圧迫したり、長期間寒乾風や日光にさらして乾燥させたりしないように注意しなければならない。
3. 受注者は、花壇植物の植付けに先立って**設計図書**に示す深さに耕し、植物の生育に支障となるごみ、がれき、雑草を除去した後、不陸整正を行わなければならない。
4. 受注者は、花壇植物の植付けについては、開花時に花が均等になるように、また、**設計図書の指示**による高さにそろえて模様が現れるように植付け、根の周りの空隙をなくすように根鉢の周りを押さえて地均しした後、静かに灌水しなければならない。

#### 公－１－３－３－１０ 樹木養生工

1. 受注者は、防風ネットの施工にあたっては、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、寒冷紗巻きの施工にあたっては、**設計図書**によらなければならない。
3. 受注者は、植穴透水層の施工にあたっては、**設計図書**によらなければならない。
4. 受注者は、空気の施工にあたっては、**設計図書**によらなければならない。
5. 受注者はマルチング材の敷均しの施工にあたっては、下記の規定によらなければならない。
  - (1) 植栽形式によるマルチング材の数量は、表１－３－５の規定によらなければならない。
  - (2) マルチングは、樹木植付け後、マルチング材を厚さ５cmに均一に敷均さなければならない。
  - (3) マルチング材は、公－１－３－３－２材料第６項の規定に適合した活性堆肥（樹皮堆肥）を使用すること。

表１－３－５ マルチング数量表

マルチング数量表 高木

１本当たり

| 形 式              | A－１           | A－２           | A－３           | A－４           | A－５            | A－６             |
|------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|-----------------|
| ℓ                | 18.7          | 22.1          | 29.7          | 38.5          | 48.4           | 53.7            |
| 備 考<br>以上～未満(cm) | 目通幹周<br>～10   | 目通幹周<br>10～15 | 目通幹周<br>15～20 | 目通幹周<br>20～25 | 目通幹周<br>25～30  | 目通幹周<br>30～35   |
| 形 式              | A－７           | A－８           | A－９           | A－10          | A－11           | A－12            |
| ℓ                | 78.0          | 114.8         | 168.2         | 231.8         | 279.8          | 327.8           |
| 備 考<br>以上～未満(cm) | 目通幹周<br>35～45 | 目通幹周<br>45～60 | 目通幹周<br>60～75 | 目通幹周<br>75～90 | 目通幹周<br>90～105 | 目通幹周<br>105～120 |

マルチング数量表 低木寄植え用

1本当たり

| 形 式     | C-1  | C-2  | C-3  | C-4 | C-5 | C-6 | C-7 | C-8 |
|---------|------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| ℓ       | 12.5 | 10.0 | 8.3  | 7.1 | 6.3 | 5.6 | 5.0 | 4.5 |
| 備考(本/㎡) | 4    | 5    | 6    | 7   | 8   | 9   | 10  | 11  |
| 形 式     | C-9  | C-10 | C-11 |     |     |     |     |     |
| ℓ       | 4.2  | 3.1  | 2.0  |     |     |     |     |     |
| 備考(本/㎡) | 12   | 16   | 25   |     |     |     |     |     |

マルチング数量表 中低木単独植え用

1本当たり

| 形 式 | D-1       | D-2         | D-3         | D-4          | D-5           | D-6           | D-7           | D-8           |
|-----|-----------|-------------|-------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| ℓ   | 3.3       | 4.3         | 5.4         | 6.6          | 8.3           | 11.4          | 14.6          | 18.7          |
| 備 考 | 高さ<br>～30 | 高さ<br>30～50 | 高さ<br>50～80 | 高さ<br>80～100 | 高さ<br>100～150 | 高さ<br>150～200 | 高さ<br>200～250 | 高さ<br>250～300 |

マルチング数量表 地被

1鉢当たり

| 形 式     | F-1 | F-2 | F-3 | F-4 | F-5 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| ℓ       | 3.1 | 2.0 | 1.4 | 1.1 | 0.8 |
| 備考(鉢/㎡) | 16  | 25  | 36  | 44  | 64  |

## 公-1-3-3-11 樹名板工

1. 受注者は、樹木名札の取付けにあたっては、標準図面集に準じ、堅固に取付けなければならない。なお、取付け場所は設計図書に定めのある場合以外は監督職員と協議しなければならない。

表 1-3-6 樹木名札の設置基準（参考）

|     | 公 園                 | 街 路                                                                        |
|-----|---------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 高 木 | 1 樹種 5 本ごとに 1 枚ずつ   | 左に同じ                                                                       |
| 低 木 | 1 樹種 100 本ごとに 1 枚ずつ | 1 樹種 50m ごとに左右両側各 1 枚ずつ                                                    |
| 地 被 | 1 種 20㎡ ごとに 1 枚ずつ   | 連続植樹帯は 1 樹種 50m ごとに左右両側各 1 枚ずつ<br>単独樹は同樹種について 5ヶ所に 1 枚<br>(5ヶ所未満は 1 枚) とする |

#### 公－１－３－３－１２ 根囲い保護工

受注者は、根囲い保護の施工にあたっては、**設計図書**によらなければならない。

### 第４節 移 植 工

#### 公－１－３－４－１ 一般事項

1. 本節は、移植工として根回し工、高木移植工、根株移植工、中低木移植工、地被類移植工、樹木養生工、樹名板工、根囲い保護工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、植付けや掘り取りに機械を使用する場合は、植栽地を締固めないように施工しなければならない。
3. 受注者は、掘り取り終了後ただちに埋め戻し、旧地形に復旧しなければならない。
4. 受注者は、樹木の仮植えを行なう場合については、**設計図書**によらなければならない。
5. 受注者は、樹木の運搬にあたっては、下記の事項によらなければならない。
  - (1) 樹木の掘り取り後、速やかに植付け現場に搬入しなければならない。
  - (2) 樹木の幹、枝の損傷、鉢崩れ、乾燥のないよう十分養生しなければならない。
6. 受注者は、樹木の吊り上げにあたっては、幹及び根鉢を損傷させぬよう適切に保護しなければならない。

#### 公－１－３－４－２ 材 料

移植工の材料、植物材料については**設計図書**によるものとし、それ以外については公－１－３－３－２材料の規定によるものとする。

#### 公－１－３－４－３ 根回し工

1. 受注者は、根回しは、樹種及び移植予定時期を十分考慮し、一部の太根は切断せず適切な幅で形成層まで、環状はく皮を行わなければならない。
2. 受注者は、環状はく皮の幅については、長さ15～20cmとし、材部は一切傷をつけないよう丁寧に行わなければならない。
3. 受注者は、環状はく皮した根の材部には、殺菌癒合剤を塗布しなければならない。
4. 受注者は、根の切断にあたっては、根鉢に接して垂直に行い、切断面に割れ、皮のはがれ、切損などのないよう必ず鋭利な刃物で切り戻さなければならない。また、切口直径2cm以上の根については、先端をいくらか尖らせるように切り戻さなければならない。
5. 受注者は、切断した直径1cm以上の根の切口には殺菌癒合剤を塗布するなど、防腐の処理を行わなければならない。
6. 受注者は、根回しの際には、樹種の特性に応じて枝の切り透かし、摘葉等のほか支柱の取付けを行わなければならない。
7. 受注者は、客土方法により、細根の発達を促進させる場合、その方法（バーク堆肥又は軽

量土壌使用等)をよく理解し、適切な施工を行わなければならない。

#### 公－１－３－４－４ 高木移植工

1. 本条は、高木移植工に適用する。
2. 受注者は、樹木の移植にあたり、移植対象木及び移植先について、監督職員と協議しなければならない。
3. 受注者は、移植樹木の掘取りにあたっては、下記の事項によらなければならない。
  - (1) 樹木移植掘取りに先立って、該当する樹木を確認のうえ監督職員の指示に従い、仮支柱の取付け、枝おろし、その他養生をして掘取りに着手しなければならない。
  - (2) 根鉢は樹種の特性に応じた適正な根鉢、根株をもたせなければならない。  
なお、大きな根は、根鉢よりもやや長めに切断し、切口はこも等で十分に養生し、また、細根の発生している箇所はできるだけ残して傷つけないように巻き込まなければならない。
  - (3) 鉢型は、垂直に掘下げ、側根がなくなってから根底に向かって丸みをつけて掘下げ、太根がある場合は丁寧に切断しなければならない。
  - (4) 根巻は、設計図書によるものとし、わらなわ、こも等を用いて、土が脱落しないよう木槌等でたたきながら、堅固に根巻を行わなければならない。
  - (5) 掘取り後の穴は、旧地形になるように直ちに埋め戻しを施工しなければならない。なお、埋め戻し用土は設計図書によらなければならない。
4. 受注者は、移植樹木の運搬にあたっては、下記の事項によらなければならない。
  - (1) 樹木運搬にあたっては、樹木に損傷を与えないよう十分養生のうえ注意して行わなければならない。また、必要に応じて、鉢くずれと乾燥を防止するため、わら、濡れこもなどを用いて、適切に養生しなければならない。
  - (2) 運搬中樹木に損傷を与えた場合、直ちに監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。なお、回復不能な損傷や、樹形を大きく損なう枝折れなどを与えた場合は、原則として同樹種の同形状の樹木を受注者の責により補償することとする。
5. 移植先の植付けについては、第３節植栽工の規定によるものとする。
6. 受注者は、原則として移植樹木の掘取り、運搬、植付けはすべて同日中に完了しなければならない。

#### 公－１－３－４－５ 中低木移植工

中低木移植工の施工については、公－１－３－４－４ 高木移植工の規定によるものとする。

#### 公－１－３－４－６ 地被類移植工

1. 受注者は、地被類の移植にあたり、移植対象植物及び移植先について、監督職員と協議しなければならない。
2. 受注者は、移植対象物の掘り取りにあたっては、根茎を傷めぬよう丁寧に掘り取らなければならない。なお、掘り取りにあたり、つる性のものなどで葉茎切り縮めが必要な場合は、



監督職員と協議し、指示を受けなければならない。

3. 受注者は、設計図書に特記のない場合、地被類植え付けについては、公－１－３－３－６ 地被類植栽工の規定によらなければならない。

#### 公－１－３－４－７ 樹木養生工

樹木養生工の施工については、公－１－３－３－１０樹木養生工の規定によるものとする。

#### 公－１－３－４－８ 樹名板工

樹木名札取付けの施工については、公－１－３－３－１１樹名板工の規定によるものとする。

#### 公－１－３－４－９ 根囲い保護工

根囲い保護工の施工については、公－１－３－３－１２根囲い保護工の規定によるものとする。

### 第５節 樹木整姿工

#### 公－１－３－５－１ 一般事項

1. 本節は、樹木整姿工として高中木整姿工、低木整姿工、地被刈込、樹勢回復工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は対象となる植物の特性、周辺状況、樹木整姿の目的及び樹木整姿が対象植物におよぼす影響の度合いを十分理解したうえで施工しなければならない。
3. 受注者は、発生する剪定枝葉、残材の運搬及び処分については、設計図書によらなければならない。
4. 本市所管の樹木等の維持管理工事については、各作業とも、その実施にあたっては、監督職員の指示した時期に行わなければならない。
5. 受注者は監督職員と協議のうえ作業単位を定め、作業終了ごとに確認を受けなければならない。

#### 公－１－３－５－２ 材 料

1. 樹木整姿工に使用する材料については、下記の事項に適合したものまたは、これと同等の品質を有するものとする。
  - (1) 切口保護用殺菌防腐剤の種類及び材質は、設計図書によるものとし、これに示されていない場合は、監督職員と協議しなければならない。

#### 公－１－３－５－３ 高中木整姿工

1. 受注者は、下記の高木整姿（剪定）の趣旨を十分理解したうえで施工しなければならない。
  - (1) 剪定とは、都市緑化を推進し、緑量の増加を図る目的で、樹木的美観、樹木生理、生育等を考慮しながら樹形を整える作業である。

(2) 樹木の仕立て方手法として、緑量アップⅠ型及び緑量アップⅡ型としている。これは緑量アップを行う手法としての剪定を行うものであり、剪定種別の差異はあっても、全ての樹木仕立ての基本となるものである。

その認識の上になんて剪定を行うものとし、生育環境条件による剪定量の多少、難易性、枝の切り方など、剪定の程度は監督職員の指示によるものとする。

2. 受注者は、剪定の実施に際しては、路線別、樹種別、形状別等必要に応じて、監督職員と立会のうえ、見本切剪定を行わなければならない。

3. 剪定対象樹の各部位の名称は図1-3-3に示すとおりである。

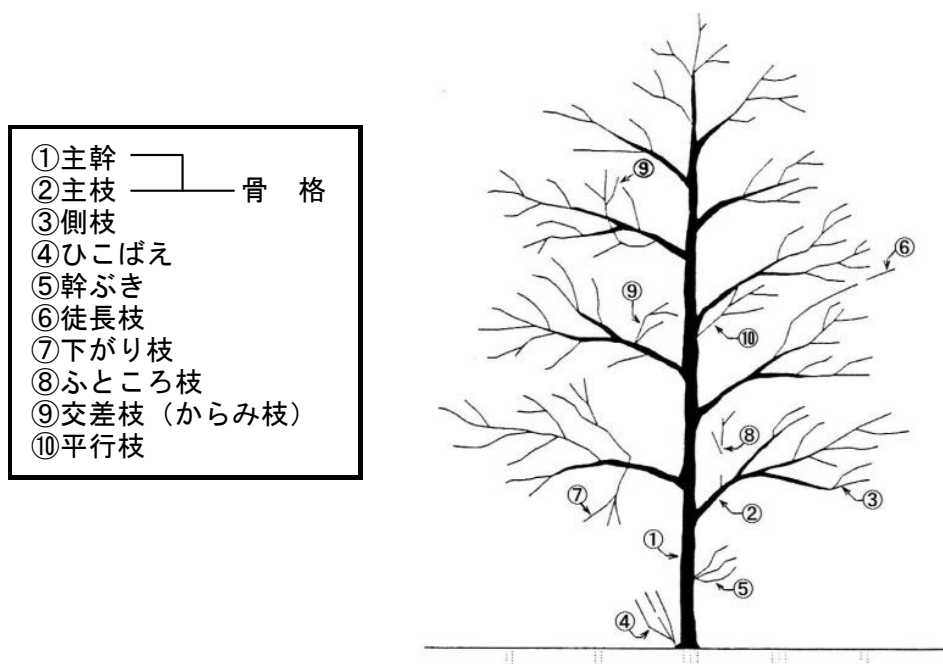


図1-3-3 剪定対象樹の各部位

4. 樹木の仕立て方は、樹木のもつ自然樹形を生かし、緑量の増加を図りつつ、生育空間の制約のない場合と生育空間に制約のある場合とで、次の(1)：緑量アップⅠ型、(2)：緑量アップⅡ型とする。

(1) 緑量アップⅠ型

- ① 生育空間に制約がない場合は、自然の生育に任せた樹形とする。
- ② 剪定は、生育及び樹形の形成にとって阻害となる要因の不用枝剪除のみとする。

(2) 緑量アップⅡ型

- ① 生育空間に制約があり、植栽樹種の自然な生育を許容できない場合は制限空間の中において、可能な限り緑量を確保する剪定を行うものとする。
- ② この樹形は、制限空間内で骨格となる主枝を可能な限り伸ばして、骨格樹形を維持し、冬季毎に側枝の一部を更新することによって全体樹形を維持する。

5. 樹木を仕立てていくうえでの生育空間の制約の内容は、下記の規定によるものとする。

- (1) 高圧線がある場合の枝は、高圧線より1.2mまでを限度として維持するよう枝・幹の剪定を行うこととする。また、電線の近くで作業を行う場合は、電力会社と作業計画の事前打合せを行うなど、感電事故防止に努めること。
- (2) 街路樹の最下枝は、可能な限り道路と平行の枝とし、枝下高を約2.5mまで下げることとする。
- (3) 街路樹においては、車道側建築限界は4.5m、歩道側建築限界は2.5mとなる下枝高とし、この建築限界を越え、通行等の障害とならないことを原則とする。また、歩道側建築物とは、1mの離隔を確保することとする。
- (4) 街路樹においては、車道及び歩道における機能（通行）、施設（信号、標識等）に支障が生じた場合には、監督職員の指示を受けることとする。

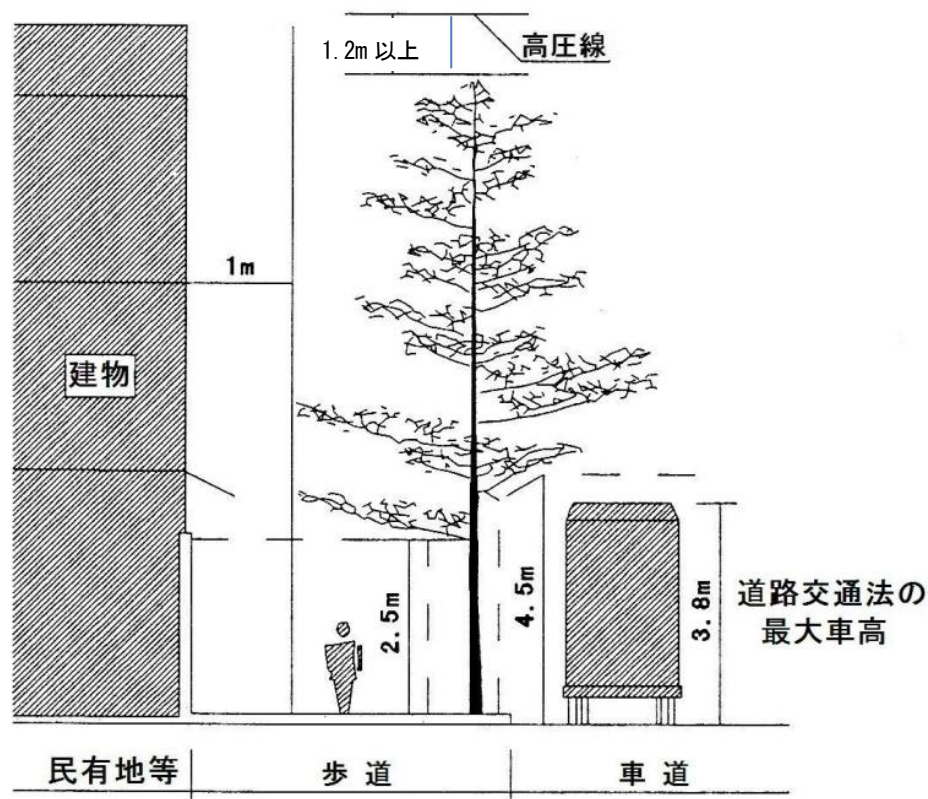


図1-3-4 街路樹の生育空間

6. 受注者は、夏期剪定は、樹木の正常な生長を阻害しないようにするとともに、外観的な樹形の乱れを防ぐために行うもので、緑量アップⅠ型、緑量アップⅡ型とも同様の剪定内容とし、ひこばえ、幹吹き及び幹や主枝から幹吹き状に吹いているふところ枝、下がり枝、交差枝（からみ枝）、平行枝、枯損枝のみの剪定を行わなければならない。

なお、同時に歩道・道路機能に支障となる障害枝は剪除を行わなければならない。

7. 冬期剪定は樹形を整え、落葉時の樹形を美しく見せ、夏季に豊かな緑をつくるために行うもので、樹木の自然に備わった本来の樹形を原則として生かしながら、樹形の骨格をつくる

ものである。

受注者は、緑量アップⅠ型及び緑量アップⅡ型について、下記の規定により行わなければならない。

(1) 緑量アップⅠ型

- ① 夏期剪定の対象枝（ひこばえ、幹吹き、ふところ枝、下がり枝、交差枝、平行枝、枯損枝）に加えて、成育、樹形形成の阻害要因となる徒長枝の剪除を行うこととする。

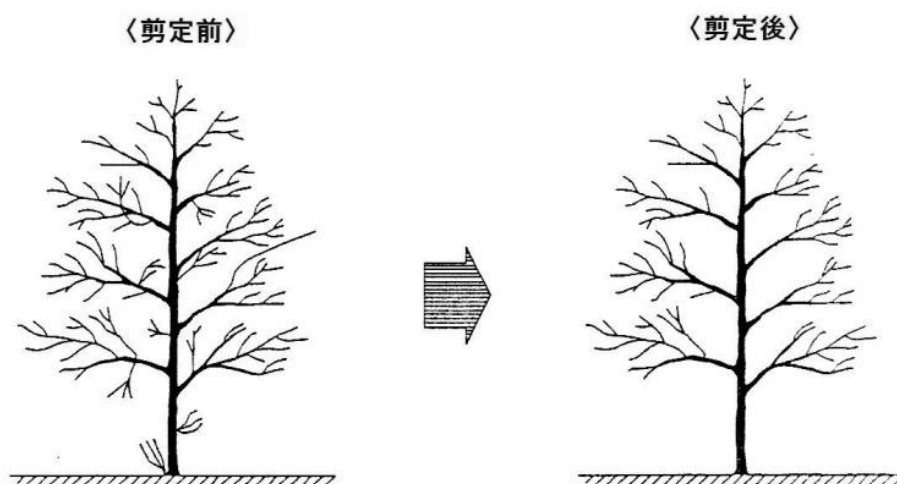


図 1－3－5 緑量アップⅠ型の剪定方法

(2) 緑量アップⅡ型

- ① 夏期剪定の対象枝（ひこばえ、幹吹き、ふところ枝、下がり枝、交差枝、平行枝、枯損枝）に加えて、成育、樹形形成の阻害要因となる徒長枝の剪除を行うこととする。
- ② また、成育空間に制約があり、樹木を一定の大きさの自然形に保つ必要のある樹木については、側枝の整理を行い、必要に応じて主枝（骨格枝）の更新による樹木の骨格づくりを行うこととする。

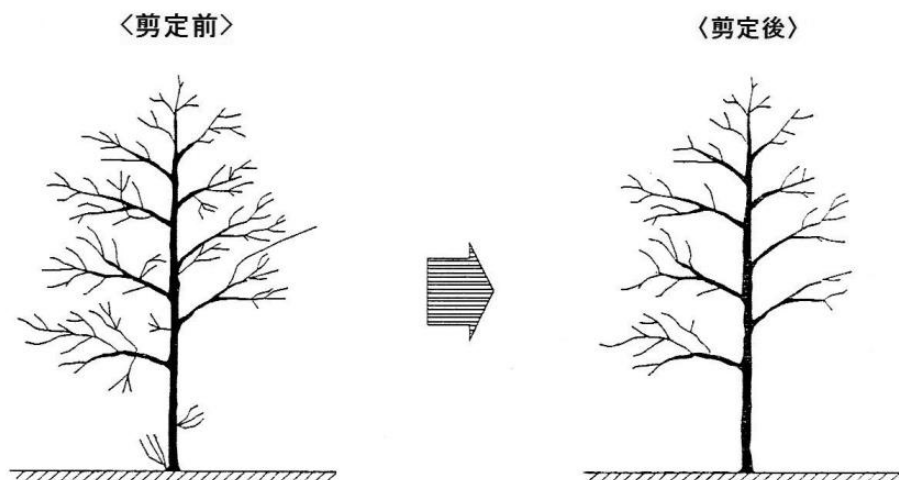


図 1－3－6 緑量アップⅡ型の剪定方法

8. 枝の切り方については、下記に示す方法を基本とする。

(1) 太枝の切り方

太枝の切口は図1-3-7右側のように切り直しを行い、枝のつけ根から切除すること。

ただし、図中のc-d線は、枝の付け根のブランチカラーを傷つけない位置とすること。

注) ブランチカラー : 幹から太枝が出ている部分で、枝の下の膨らんだ部分「幹瘤」・「幹襟」をいう。

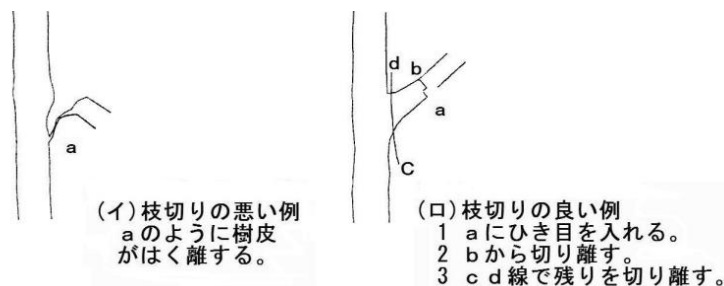


図1-3-7 太枝の切り方

(2) 小枝の切り方

小枝は、原則として節のすぐ上で、かつ、芽のでている側の上部から反対側に向かって斜めに切り下げる。(図1-3-8) 若木以外は節間で切らないこと。

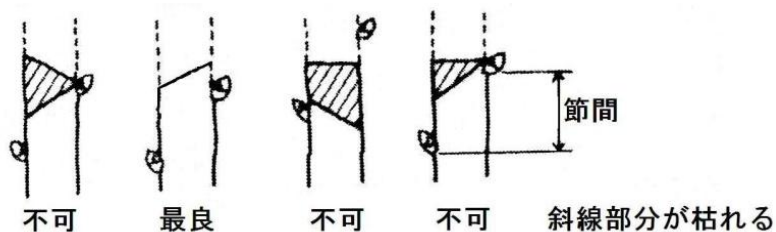


図1-3-8 小枝の切り方

(3) 主枝（骨格枝）の更新

主枝と側枝のつけ根にコブ状になった場合など、主枝（骨格枝）の更新が必要な場合は、後継枝となる小枝又は新生枝を見つけて、その部分から先端の太枝を切り取る。

ただし、この主枝（骨格枝）の更新にあたっては、緑量を一度に減らさないように年次計画で行う必要があるので、監督職員と十分協議し、指示を受けること。

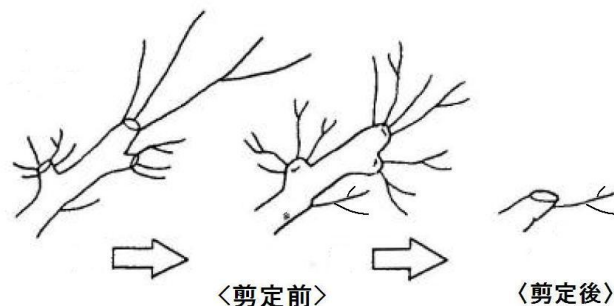


図1-3-9 骨格枝の更新方法

9. 受注者は、障害枝剪定－１、障害枝剪定－２については、下記の規定により行わなければならない。
- (1) 障害枝剪定－１は、幹吹き枝、ひこばえ（地吹き）、樹冠内における枯損枝、折損枝及び歩道、車道上で通行障害となっている下枝の剪除を行う剪定であり、その仕上げ高さについては、監督職員の**指示**によることとする。
  - (2) 障害枝剪定－２は地表から第一枝または高さ4.5mまでの幹吹き枝及びひこばえ（地吹き）を剪除するものであり、剪除に際しては、コブが生じないように枝の根元から丁寧に切り取ることとする。
10. 受注者は、ばら剪定にあたっては、下記の事項により行わなければならない。
- (1) ばらの剪定時期、剪定目的、仕立て形状等は、監督職員の**指示**によるものとする。
  - (2) 受注者は、**指示**された目的に適した剪定を行うものとし、不明な事項は予め監督職員に**確認**しておかなければならない。
  - (3) 剪定は原則として枯枝、古枝、込み枝等を切除し、主枝の更新を図るとともに、徒長枝、懷枝、絡み枝等を除去し、健全な樹形の成長を促すように行わなければならない。  
なお、接ぎ苗の台木から出ている枝は必ず枝際から切除し、殺菌剤入り切口保護ペーストを塗布しておかなければならない。
  - (4) 剪定にあたっては、樹形形成に必要な芽や節は枯れ込み等のないよう注意するとともに、不要な枝は枝際から切り取り、枯枝やこぶなどが生じないように丁寧に剪定しなければならない。なお、太い枝を切除した部分は、殺菌剤入り切口保護ペーストを塗るなどの保護を施しておくこと。
  - (5) 主な種類ごとの剪定は次のとおりとする。ただし、これ以外の仕立て又は監督職員の**指示**がある場合は、この限りではない。
    - ① 自然樹形(自然仕立て)は、全方向に平均した樹形を作るもので、伸梢後にムラや障害枝等がないよう、剪定すること。
    - ② スタダード仕立ては、直立した主幹から所定の高さまでの側枝は切除し、上部の剪定は前記①に準じるものとする。
    - ③ つるばらは、所定の範囲に骨格枝を配し、過度な枝の重なりや空間が生じぬよう剪定するもので、必要な範囲へ誘引結束する作業も含むものとする。  
なお、骨格枝は定期的に更新することを考慮しておくこと。
    - ④ 特殊仕立て(アーチ、トレリス等)は、それぞれの工作物の目的を理解したうえで、前記③を基本として剪定を行うこと。
11. 受注者は、松の剪定にあたっては、下記の事項により行わなければならない。
- (1) 松の剪定時期、剪定目的、仕立て等は、監督職員の**指示**によるものとする。
  - (2) 受注者は、**指示**された目的に適した剪定を行うものとし、不明な事項は予め監督職員に**確認**しておかなければならない。
  - (3) 剪定は徒長枝、からみ枝、車枝等に注意して行うとともに、特に１年枝は、全体の樹形を考慮しながら枝先剪定を行うこと。

- (4) 樹形は、原則として直幹の円錐形仕上げとし、公－１－３－５－３ 高中木整姿工の図１－３－４ 街路樹の生育空間の基準に基づき仕上げる。ただし、樹木の形状及び周辺状況により、著しく樹形を損なう恐れがある場合は、監督職員の**指示**を受けること。
12. 受注者は、ヤシ類等の特殊樹の剪定にあたっては、下記の事項によらなければならない。
- (1) 特殊樹の剪定期、剪定目的、仕立て等は、監督職員の**指示**によるものとする。
- (2) 受注者は、**指示**された目的に適した剪定を行うものとし、不明な事項は予め監督職員に**確認**しておかなければならない。
- (3) 剪定は、主として枯葉及び垂れ葉の除去とし、垂れ葉は、葉先が公－１－３－５－３ 高中木整姿工の図１－３－４ 街路樹の生育空間より低いもの（一年以内の成長で同様の状況になる恐れがあるものを含む）を葉柄の根元から除去するものとする。
- ただし、これにより著しく樹形を損なう場合は、監督職員の**指示**を受けること。
13. 受注者はつる性植物の剪定にあたっては、下記の事項によらなければならない。
- (1) つる性植物の剪定期、剪定目的、仕立て等は、監督職員の**指示**によるものとする。
- (2) 受注者は、**指示**された目的に適した剪定を行うものとし、不明な事項は予め監督職員に**確認**しておかなければならない。
- (3) 剪定にあたっては、枯枝、混み枝、徒長枝及び棚から外へ伸びた枝や垂れ下がった枝を切除し、必要に応じて誘引結束を行うものとする。ただし、棚を形成する途中においては、主枝形成を主眼に、棚に均等に広がるよう誘引を行うこと。なお、花芽分化時期以降については、できるだけ花芽（分化見込みのものを含む）を残すよう注意すること。
- (4) 剪定の際主幹や主枝に病気や腐朽を発見したときは、監督職員に**報告**して**指示**を受けること。
14. 受注者は、つる性植物の垂枝剪定にあたっては、下記の事項によらなければならない。
- (1) つる性植物の剪定期、剪定目的、仕立て形状等は、監督職員の**指示**によるものとする。
- (2) 受注者は、**指示**された目的に適した剪定を行うものとし、不明な事項は予め監督職員に**確認**しておかなければならない。
- (3) 剪定にあたっては、樹形形成に必要な芽や節は枯れ込み等のないよう注意するとともに不要な枝は枝際から切り取り、健全な樹形の成長を促すように行わなければならない。
15. 受注者は、剪定作業中に下記の事項に異常が認められた場合は、監督職員に**報告**し、**指示**を受けなければならない。また、報告については３ 公園緑化土木工事編 添付資料提出書類様式（様式公－２－９）によることとするが、これによりがたい場合は、監督職員と様式について協議し、その指示によること。
- (1) 幹の空洞化・傾き・揺れ・腐蝕等
- (2) シロアリ、テッポウムシ等の害虫の有無
- (3) 樹勢の極端な衰弱
- (4) その他倒木等の危険があるもの
16. 受注者は、作業にあたって人及び動物、建造物、車両、電線、通信線等に損傷を与えないように十分注意しなければならない。また、電線の近くで作業を行う場合は、電力会社と協

議し感電事故防止に努めること。

17. 受注者は、枯れ枝及び病害枝は剪除しなければならない。
18. 受注者は、街路樹については可能な限り高さ、樹形、枝張、下枝高さ等を揃えて、路線の統一を図りつつ作業を行わなければならない。
19. 受注者は、信号標識等の障害枝や下枝の剪除を剪定時に同時に行う場合、人、自動車、車両の通行に配慮して、切り詰め幅を決めなければならない。
20. 受注者は、枝の切除に際しては、枝のつけ根から行い、太枝を切除した場合は、監督職員と協議のうえ、切口保護用殺菌防腐剤を塗布し腐蝕防止を行わなければならない。
21. 受注者は、工事・作業で発生した剪定枝等の処分については公－１－３－５－７ 剪定枝・刈込枝等の処分の規定によらなければならない。
22. 受注者は、剪定工の実施にあたっては、作業内容、手順、作業方法、安全対策、工程などについて監督職員と十分調整のうえ、作業計画書を作成し監督職員の承諾を得なければならない。
23. 受注者は、作業用機械器具（高所作業車、トラッククレーン、クレーン付きトラック、チェーンソー等）などは各作業に適するものを使用することとする。

次にあげる場合のように、安全対策上とくに留意が必要なとき、作業計画の作成にあたっては、適切な作業用機械器具の使用を検討したものでなければならない。

  - (1) 側枝や徒長枝など、樹全体の先端部分のみを剪定する場合、脚立の届かない（足元の高さが2 m以上）場所における剪定を行う場合。
  - (2) 主幹や主枝など骨格の大枝切戻し剪定を行う場合、作業を行う周辺状況が悪条件下と判断される場合。
  - (3) 高木になった樹木において剪定する場合、地上からの第一枝（主枝）が脚立や梯子を使用しても届かない時や、極端に主枝が少なく人力において剪定が不可能と判断される場合。
  - (4) 高木になった樹木で、込み入った枝が多く樹形の外側からしか剪定が行えない場合。
  - (5) その他、監督職員が作業用機械器具（高所作業車、トラッククレーン、クレーン付きトラック、チェーンソー等）による剪定を指示した場合。

#### 公－１－３－５－４ 低木整姿工

1. 低木整姿は、樹木生理、成育状態等を考慮しながら、低木類等の樹形を整える目的で行うものである。
2. 受注者は、刈込機械を使用する場合に、切口に乱れや刈残し等が生じたときは、切り直しを行わなければならない。
3. 受注者は、低木整姿にあたり、仕上げの高さ、樹形等は監督職員の指示に従い、不揃いとならないよう丁寧に行わなければならない。

なお、特に指定のない場合の仕上げ高さ等は、下記を基準とする。

  - (1) 街路の歩道植樹帯及び連続植樹帯の低木刈り込みの高さは、通常樹高60cm以下を原則とし、車道面より植樹帯が高くなっている箇所においては、車道面より90cm以下とする。ただし、



花木類など観賞目的を重視する樹種や、遮音壁等特別な役割をもった樹種や地域の事情により刈り込み高さを定めている場合など、監督職員の指示がある場合はこの限りではない。また、交差点横断歩道付近の刈り込み方法は、図1-3-10の規定による。

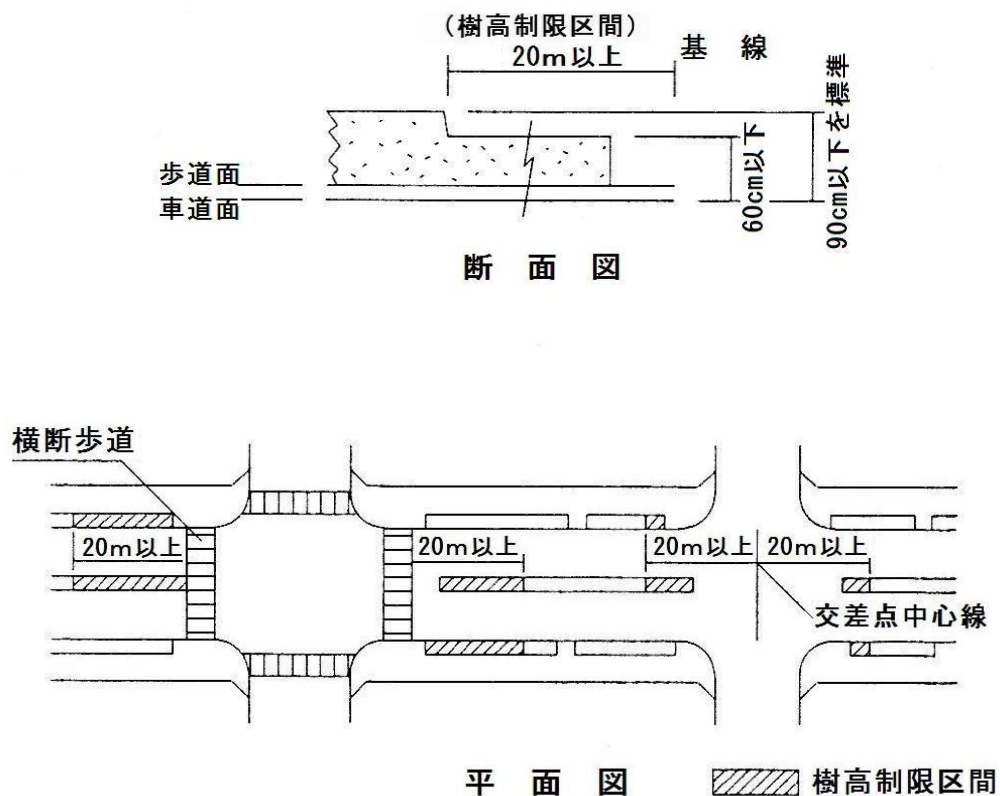


図1-3-10 交差点横断歩道付近の刈り込み方法

- (2) 街路の歩道植樹帯及び連続植樹帯の低木刈り込みの幅は、通常道路縁石の内側を基準（図1-3-11参照）とするが監督職員の指示がある場合はこの限りではない。

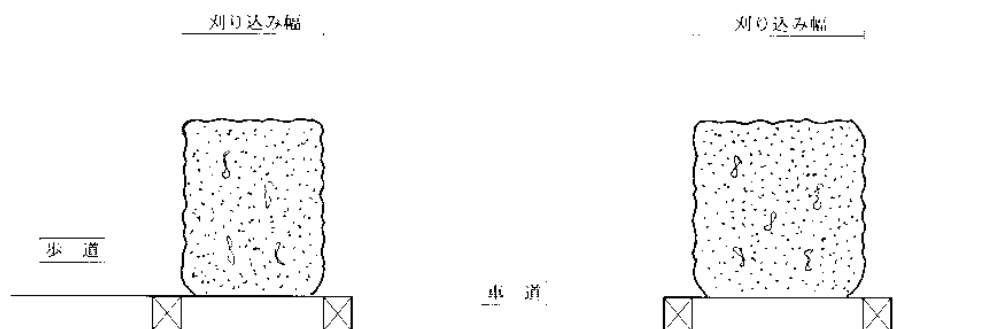


図1-3-11 刈り込み幅（側面）の基準

4. 受注者は、太枝の切除も行いながら、全体の樹形を整えながら刈り込みを行うものとし、

太枝の切断は、剪定鋸などで丁寧に行い、監督職員の**指示**のもと指定する高さにそろえなければならない。

5. 受注者は、作業にあたっては、周囲の状況に細心の注意を払いながら、保安施設を設けるなど、通行者、通行車両等の安全確保に努めなければならない。また、作業機器等で人及び動物、建造物、車両、電線、通信線等に損傷を与えないよう十分注意しなければならない。
6. 病害枝はあらかじめ剪除しなければならない。
7. 受注者は、刈り込み樹木については、高さ（上面）、刈り込み幅（側面）等を揃えて、路線の統一を図りつつ作業を行わなければならない。
8. 受注者は、刈り込み枝等の処分については、公－１－３－５－７ 剪定枝・刈込枝等の処分の規定によらなければならない。
9. 受注者は、切縮めを行う場合は、全体の樹形を整えながら刈り込みを行うものとし、切り口が鋭角にならないように剪定鋸などで丁寧に行い、監督職員の**指示**のもと指定する高さにそろえなければならない。

#### 公－１－３－５－５ 地被刈込（芝刈）

1. 受注者は、地被刈込は、機械又は手刈りにより行うが、刈込は均一に、刈り残しのないよう、また樹木等を損傷しないよう丁寧に行わなければならない。
2. 受注者は、地被刈込の作業時期については、監督職員の**指示**によらなければならない。
3. 受注者は、縁切りの作業にあたっては、下記の規定によらなければならない。
  - (1) 構造物等に接する境界部分は、縁切りを行うこととする。
  - (2) 他の地被、低木等に接する部分については、芝等のほふく茎や地下茎に侵害されないよう、その部分で芝等の縁切りを行うとともに、剪除した茎葉は速やかに処分すること。
  - (3) 樹冠下部及び低木等の植込み内に侵入した芝等は、取除くこと。
4. 受注者は、刈り取った屑は、芝生上に残さないように袋詰めにし、監督職員の**指示**する場所に搬入しなければならない。

#### 公－１－３－５－６ 樹勢回復工

1. 受注者は、樹勢回復の施工については**設計図書**によるものとするが、その施工時期、施工方法については監督職員の**指示**を得なければならない。
2. 樹木修復の施工については、**設計図書**によるものとし、これにより難しい場合は、以下の各号の規定 によるものとする。
  - (1) 受注者は、樹木修復については、修復の時期、種類及び方法について、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
  - (2) 受注者は、樹木の樹皮部及び木部の枯死、腐朽、病患、傷の部分は必要に応じて削って除かなければならない。また、害虫の侵入、食害がある部分は、幼虫の駆除を完全に行わなければならない。
  - (3) 受注者は、樹木の腐朽部を除去した場合は、腐朽菌や害虫を駆除するために必要に応じて

殺菌剤や薫蒸剤を塗布または薫蒸して消毒しなければならない。

- (4) 受注者は、除去した腐朽部には、充填後に変化して障害を出さない材料で、傷口と充填材の間から雨水が浸透しないよう充填し、樹木と傷口の形状に合わせて成形しなければならない。
  - (5) 受注者は、腐朽部が大きい場合は、回復された表面に崩壊、剥離が生じないよう補強材で補強しなければならない。
  - (6) 受注者は、患部の治療を終えるとき、充填剤の仕上げ面は周囲の形成層より内部に仕上げ、術後形成層の発育を阻害しないようにしなければならない。
  - (7) 受注者は、施工後の樹木の傷が安定するまで、樹木に控え木やロープで補強対策を行わなければならない。
3. 受注者は、発生木材等の処分については、公－１－３－５－７ 剪定枝・刈込枝等の処分の規定によらなければならない。

#### 公－１－３－５－７ 剪定枝・刈込枝等の処分

1. 受注者は、工事・作業に伴い発生した剪定枝、刈込枝、伐採樹木等（以下、発生木材という）は、**設計図書**の指示する場所に運搬処分しなければならない。
2. 受注者は、発生木材の運搬処分にあたっては、運搬処分先の受入基準に基づき、適切な運搬車両を使用するとともに、受入施設の基準を遵守し、適切に分別運搬を行わなければならない。
3. 受注者は、発生木材の運搬処分にあたっては、処分（搬入）先、運搬方法、運搬経路等について予め計画を作成し、監督職員に**報告**しなければならない。
4. 受注者は、発生木材の運搬にあたっては、荷台をシートで覆うなど適切な飛散防止対策を講じなければならない。
5. 受注者は、処分先への搬入時に、重量による計量を行うとともに、計量伝票を工事関係書類として監督職員に**提出**しなければならない。施設に計量設備が設置されていない場合は、監督職員の**承諾**を得て、都道府県認定計量所（トラックスケール）で計量してもよい。

#### 公－１－３－５－８ 廃棄物の処理

1. 剪定作業等に伴い発生する一般廃棄物の排出事業者は発注者（大阪市）であり、その処理については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第137号）」（以下、「廃棄物処理法」という。）等関係法令を遵守し、適切に収集、運搬、処分を行わなければならない。
2. 剪定作業等に伴い発生する幹・枝の直径が20cm未満の剪定枝等については、一般廃棄物として一般廃棄物再生輸送業の指定を有する者に収集運搬を行わせ、一般廃棄物再生活用業の指定を有する施設に搬入すること。搬入前・後毎に計量を行い、計量伝票の写しを監督職員に**提出**すること。  
また、搬入先の一般廃棄物再生活用業指定の施設の搬入条件を遵守すること。

一般廃棄物として一般廃棄物収集運搬業の許可を有している者が大阪市・八尾市・松原市環境施設組合焼却工場にて処分を行う場合においても、搬入前・後毎に計量を行わなければならない。

一般廃棄物の処理を他人に下請負させようとするときは、一般廃棄物収集運搬業の許可を有している者に収集運搬を行わせなければならない。なお、その場合は、速やかに一般廃棄物収集運搬委託通知書を作成し、監督職員に**提出**すること。

3. 剪定作業等に伴い発生する幹・枝の直径が20cm以上の剪定枝等は、元請・下請・一般廃棄物収集運搬業の許可業者を問わず、市内公園指定場所に搬入するものとし、搬入前・後毎に計量を行わなければならない。
4. 剪定作業等に伴い発生する産業廃棄物の排出事業者は受注者であり、産業廃棄物に該当するものの処理は、マニフェストの使用等、廃棄物処理法に基づき適正に処理を行うものとする。
5. 受注者は、工事により発生する剪定枝等については、原則当日中に処理するものとする。

## 第6節 樹木保全工

### 公－1－3－6－1 一般事項

1. 本節は、樹木保全工として、樹木調査工、樹木保護工、灌水工、施肥工、防除工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

### 公－1－3－6－2 樹木調査工

1. 受注者は、巡視点検にあたっては、下記の事項によらなければならない。
  - (1) 巡視点検は、本市所管の街路樹、公園樹を対象とし、1日の作業は、原則として1行政区単位または監督職員の**指示**する街路樹路線及び公園に対して、樹木巡視点検調査表の項目に従い、巡視点検を行うものである。この作業には危険枝や軽度な障害枝の除去、緊急を要する際の通行人に対する安全確保等の作業を含むものとする。
  - (2) 作業は緊急を要する場合があるので、本市の要請に対し、速やかに対処できるように常に作業体制を整えておかなければならない。
  - (3) 作業終了後は、調査表の項目に沿い必要事項を記入のうえ、監督職員に**報告**し、**確認**を受けなければならない。
  - (4) 作業中に、車・歩行者の通行等の支障になる倒木・枝折れなどで直ちに処置を必要とする障害樹木を発見した場合は、通行に対する安全を確保したうえで、速やかに監督職員に**報告**の上、その**指示**に従い直ちに処理をしなければならない。
2. 受注者は、巡視点検及び樹木医診断にあたっては、建設局の規定する樹木点検マニュアルによらなければならない。

### 公－１－３－６－３ 樹木保護工

1. 受注者は、支柱設置、支柱撤去にあたっては、下記の事項によらなければならない。
  - (1) 支柱の設置にあたっては、公－１－３－３－３ 高木植栽工の規定による。
  - (2) 支柱の撤去にあたっては、撤去する場所、時期及び交換の有無について、監督職員の**指示**を受けなければならない。なお、交換の**指示**を受けた場合の支柱設置については、本項(1)による。
  - (3) 撤去した支柱等は、公－１－１－８－８ 運搬処理工の規定に基づき適正に処分しなければならない。
2. 受注者は、除草の作業にあたっては、下記の事項によらなければならない。
  - (1) 抜根除草は、植込地、植樹内の雑草類の根（根株）を残さないように抜き取るものである。
  - (2) 作業中は、樹木類（地被等を含む）を傷めないように十分注意しながら行い、その抜き跡は凹凸のないように付近の土で埋戻しを行わなければならない。
  - (3) 抜き取った雑草類の処分は、袋詰めにし、監督職員の**指示**する場所に搬入することとする。
3. 受注者は、草刈りの作業にあたっては、下記の事項によらなければならない。
  - (1) 草刈りは、植込地、植樹等に繁茂している雑草類を、かま、その他の用具を用いて、地際より丁寧に刈り取るものである。
  - (2) 作業にあたっては、樹木類に傷をつけないように十分に注意するとともに、人・動物、車両等に損傷を与えないよう作業場所周辺の安全確保及び危険防止の対策を講じなければならない。  
特に、動力草刈機を用いる時は十分注意しなければならない。
  - (3) 刈り取った雑草類の処分は、袋詰めにし、監督職員の**指示**する場所に搬入することとする。

### 公－１－３－６－４ 灌水工

1. 受注者は、灌水の作業にあたっては、下記の事項によらなければならない。
  - (1) 植栽地の土壌状態及び樹木の生育状況等を観察し、灌水量や作業時間等を監督職員と**協議**して、適切な作業を行わなければならない。
  - (2) 灌水用水は原則として本市支給とし、取水場所及び方法は監督職員の**指示**による。
  - (3) 作業にあたり、積載する機器材と灌水用水を含めた総重量は、使用するトラックの最大積載量を超えてはならない。
  - (4) 標準施用量は、1 m<sup>2</sup>（高木については1本）当たり20ℓを目安とするが、土壌状態、樹勢等により灌水量の変更を**指示**することがある。なお、1日当たりの灌水量は、概ね10m<sup>3</sup>以上とする。
  - (5) 灌水に先立ち、対象樹木について施工効果があがるよう水鉢などの対策を施すよう**指示**がある場合はそれに従うものとする。
  - (6) 灌水にあたっては、土砂が道路上に流出したり表土を過度に掘り起こすことのないよう、また、植栽している樹木や地被類、水鉢等を壊すことのないよう、丁寧に行わなければならない。

- (7) 作業前には機材等をよく点検整備のうえ、監督職員の**指示**する日時に配車しなければならない。
  - (8) 一日の作業は、始業9時、終業午後5時30分を原則とするが、灌水時期や樹種、交通状況等によりその時間以外に作業を行う場合は、監督職員と**協議**しなければならない。なお、作業の一部または全部を午後8時から翌朝午前6時の間に行う場合は、**設計図書**の内容について、監督職員と**協議**しなければならない。
  - (9) 作業場所及び経路は、監督職員の**指示**によらなければならない。
  - (10) 一日の作業終了後には、当日の作業内容、作業時間、作業距離・面積を監督職員に**報告**し、**確認**を受けなければならない。なお、作業の修了時刻が監督職員の業務時間外になる場合は、翌業務日に速やかに**報告**し、**確認**を受けること。
  - (11) 作業にあたっては、周囲の状況や灌水用水の飛散状況に細心の注意を払いながら、通行者、通行車両等への影響や安全確保に努めながら作業を行わなければならない。
2. 受注者は、灌水設備点検にあたっては、下記の規定により行わなければならない。
- (1) 灌水設備点検は、本市所管の街路、公園に設置されている灌水設備の作動状況についての点検を行い、不良部品を発見した場合や有効期限の過ぎた電池等はその取替えを行い、灌水施設的良好な動作を確保するものである。主として夏季灌水の開始前及び終了後に行うが、実施時期については、監督職員の**指示**によるものとし、施工前に監督職員と**協議**のうえ作業に着手すること。
  - (2) **設計図書**に**特記**のない場合、電池等は本市が支給するものとする。
  - (3) 作業は緊急を要する場合があるので、本市の要請に対し、速やかに対処できるよう常に作業体制を整えておかなければならない。
  - (4) 作業終了後には、監督職員に**報告**し、**確認**を受けなければならない。
  - (5) 作業中に特別な処置を必要とする内容が発見した場合は、監督職員に**報告**のうえ、その**指示**に従い直ちに処理しなければならない。

#### 公－1－3－6－5 施肥工

1. 受注者は、施肥の施工にあたっては、下記の事項によらなければならない。
- (1) 施肥は樹木の成長を促すとともに、衰弱しつつある樹木に活力を与えるために肥料を施すものである。
  - (2) 肥料は、公－1－3－3－2 材料第6項に規定するものを用い、標準的な施肥量は表1－3－6とする。施肥箇所は概ね図1－3－12を参考とするが、実際の施工方法等は監督職員と**協議**しなければならない。
  - (3) 高木の場合は、樹木の根元直径の10倍を半径とする同心円上の4箇所に径20cm、深さ20cmの穴を、なるべく側根を傷つけないように掘り、施肥後掘取り土を丁寧に埋戻さなければならない。
- また、低木の場合は、一群の周囲及び内部に深さ、幅共10～20cmの溝を掘り、肥料を葉面等に付着しないように施し、施肥後埋戻さなければならない。

(4) 街路樹については、図 1-3-12 施肥箇所参考図を参考として監督職員と協議のうえ行わなければならない。

表 1-3-6 高·中低木別肥料別施肥量

|                             | 油 か す   | 鶏 ふ ん   | 普通化成<br>(N:P:K=8:8:8) |
|-----------------------------|---------|---------|-----------------------|
| 高 木<br>1 本当たり               | 1.00 kg | 1.00 kg | 0.25 kg               |
| 中 木<br>1 本当たり               | 0.50 kg | 0.50 kg | 0.13 kg               |
| 低 木<br>1 本当たり               | 0.25 kg | 0.25 kg | 0.06 kg               |
| 低 木<br>1 m <sup>2</sup> 当たり | 0.50 kg | 0.50 kg | 0.15 kg               |

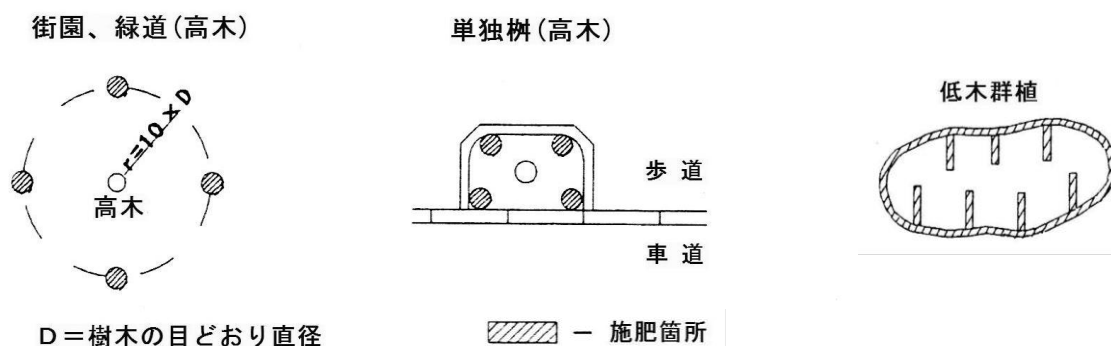


图 1-3-12 施肥筒所参考图

公-1-3-6-6 防除工

1. 本条は、防除工について規定する。
2. 受注者は薬剤散布及び樹幹塗布（※以下、防除作業とする）にあたっては、下記の事項によらなければならない。
  - (1) 受注者は、防除作業にあたっては、農林水産省消費・安全局長並びに環境省水・大気環境局長通知「住宅地等における農薬使用について」（平成25年4月26日付け、25消安第175号並びに環水大土発第1304261号）を遵守し、作業しなければならない。
  - (2) 受注者は、監督職員の**指示**により防除作業に関する事前予告と後片付けを行うものとし、その作業は原則として下記の事項によらなければならない。
    - ① 作業にあたって、本市所管の街路樹、公園樹を対象とし、監督職員の**指示**する樹木及び区域・区間に対して、住民等へ作業予告を文書により行うこと。
    - ② 作業の**指示**を受けたときは、速やかに予告文書を作成し、監督職員の**確認**を受けたうえで、所定の区域に掲示するものとする。
    - ③ 予告文書の掲示は、当該区域の樹木又はその支柱に粘着テープ等で貼り付けるものとし、

他の工作物（電柱、街灯、安全柵等）には貼り付けてはならない。

なお、対象物により掲示が困難な場合は、監督職員に**報告**し、**指示**を受けること。

④ 作業は、病虫害発生後早期に作業予告をする必要があるため、本市の要請に対し、速やかに対処できるように常に作業体制を整えておかなければならない。

⑤ 貼り付けた文書については、作業後も存置し、監督職員の**指示**する日数を経過後速やかに回収をするものとする。

なお、事前に掲示した場所及び枚数等を把握し、回収漏れがないよう努めなければならない。

⑥ 作業終了後は、監督職員に作業報告書を**提出**し、**確認**を受けなければならない。

⑦ 作業中は、車両、歩行者の通行等の安全確保に努めなければならない。

(3) 受注者は、防除作業にあたっては、下記の事項によらなければならない。

① 作業は本市所管樹木、及び監督職員の**指示**する樹木を対象として防除作業を行うものとする。

② 作業に先立ち、使用器具を含めた作業計画を予め作成し、監督職員の**承諾**を得なければならない。

③ 使用薬剤、防除作業量、希釈倍率等はすべて監督職員の**指示**に従い、葉の表裏を含め樹木全体に過不足なく均一に散布及び塗布しなければならない。また、防除用器具類は対象樹木の形状に適したものを使用するとともに、作業にあたっては飛散防止に最大限配慮すること。

④ 使用するトラックは、スピーカー等放送設備を有していることとする。

⑤ **設計図書**に**特記**のない場合、薬剤及び水は本市が支給するものとし、放送用音声データは貸与する。

⑥ 作業前には、資器材をよく点検整備のうえ、監督職員の**指示**する日時に配車しなければならない。

⑦ 一日の作業は、始業午前9時、終業は午後5時30分を原則とするが、作業時期や樹種、交通状況等によりその時間以外に作業を行う場合は、監督職員と**協議**しなければならない。なお、作業の一部または全部を午後8時から翌朝午前6時の間に行う場合は、**設計図書**の内容について、監督職員と**協議**しなければならない。

⑧ 作業にあたって、薬剤を作業当日に担当公園事務所より受取り、監督職員の**指示**する配合に調製しなければならない。

なお、**設計図書**の**特記**により、受注者が薬剤を準備する場合であっても、配合調整は作業当日に行わなければならない。

⑨ 薬剤の調製に関しては、当日に使用する量を計算の上、必要な量のみを調製しなければならない。本市が支給した薬剤の空容器は、中を洗浄のうえ担当公園事務所へ返納すること。

なお、容器を洗浄した溶液は、防除用混合液に混入し防除溶液として使用することとし、下水や河川、植栽地等に放流や投棄をしてはならない。



- ⑩ 作業場所及び経路は、監督職員の**指示**によらなければならない。
  - ⑪ 作業前に、付近住民及び通行人に注意を促すために、放送用音声データを用い周知し、作業を行わなければならない。
  - ⑫ 作業中降雨等により、防除作業実施が不可能なときは、監督職員の判断により打ち切る場合がある。
  - ⑬ 作業を行う際は、人・動物、建造物、車両等に影響を及ぼさないよう作業場所周辺、風向き等に注意しなければならない。万一事故が発生したときは臨機応変に応急処置を行い、速やかに、監督職員に状況を**報告**するとともに、受注者の責任において迅速に対応しなければならない。なお、処置の進捗状況及び完了時には随時速やかに監督職員に**報告**すること。
  - ⑭ 作業終了後には、当日の作業内容、作業距離を監督職員に**報告**し、**確認**を受けなければならない。  
なお、作業の修了時刻が監督職員の業務時間外になる場合は、翌業務日に速やかに**報告**し、**確認**を受けること。
3. 受注者は、薬剤打込にあたっては、下記の事項によらなければならない。
- (1) 害虫の発生前に打込を完了しないと効果がないため（打込み数日後に効果発揮、約2ヶ月持続）、監督職員が**指示**する期間に必ず完了すること。
  - (2) 作業に使用する電動ドリルはカプセルの形状に適合した径とし、地上150mm以下に規定間隔で穴を開け施工すること。
  - (3) カプセルは装着した後に殺菌癒合剤を塗布すること。打込み2回目以降は、前回打込み箇所より100mm上部で打込むこと。
4. 受注者は、薬剤注入にあたっては、下記の事項によらなければならない。
- (1) 施工時期は基本的に着葉期とする。
  - (2) 薬剤を注入する部位は、地際部を標準とする。孔は、明らかな腐朽部、害虫の被害部を避け、全方位にバランスよく配置すること。
  - (3) 対象樹木への注入高さ・直径・深さ・角度・量については、薬剤ごとの用法用量を遵守の上使用すること。
  - (4) 株立ちで地際部への施工が困難な場合は、各幹枝の幹枝元に施工すること。
  - (5) 穿孔前に、注入部周辺に付着している土ほこり等は手ホウキ等で清掃すること。
  - (6) 注入後、殺菌癒合剤を塗布すること。
  - (7) 施工した樹木を誤って食用すると健康被害を起こす恐れがあるため、施工後、施工した旨を周辺通行者へ通知文（ラミネートフィルム処理等）により掲示すること。
5. 受注者は、害虫等防除にかかる巣網剪除にあたっては、下記の事項によらなければならない。
- (1) 巣網剪除は、本市所管樹木（街路樹、公園樹）及び監督職員の**指示**する樹木を対象として

剪除作業を行うものである。

- (2) 受注者は、発生初期において、監督職員の**指示**がある場合は、巣網剪除を行い、除去した枝葉は本市支給のポリ袋に入れ、指定の方法で速やかに運搬処分しなければならない。
- (3) 受注者は、スズメバチ、アシナガバチ等、人に危害を加える恐れのある害虫の巣網剪除を行う場合は、下記の事項によらなければならない。
  - ① 当該害虫が通行人や公園利用者に危害を加える恐れが強い場合は、巣網剪除までの間、周辺に立ち入り禁止の措置を行わなければならない。
  - ② 巣網剪除作業は当該害虫駆除業者又は駆除経験者により行わなければならない。
  - ③ 巣網剪除作業は、当該害虫の活動時間や周辺の通行量等を十分検討したうえで作業計画を作成し、作業による害虫拡散被害がないよう十分注意しなければならない。
  - ④ 巣網剪除作業にあたっては、作業による害虫飛散を含めた影響範囲の立ち入り制限及び誘導を行うとともに、作業関係者も被害にあわぬよう十分な防護措置を行わなければならない。
  - ⑤ 作業に伴い発生した巣、枝等は監督職員の**指示**に従い適切に処理しなければならない。

## 第7節 環境保全工

### 公－1－3－7－1 一般事項

本節は、環境保全工として、障害樹処理工、落葉除去工について定めるものとする。

### 公－1－3－7－2 障害樹処理工

1. 受注者は、障害樹処理にあたっては、下記の事項によらなければならない。
  - (1) 障害樹処理は、監督職員の**指示**する樹木に対する諸作業を行うものである。

諸作業とは、本市所管の樹木が通行の妨げや危険な状態にある枝等の剪定作業等をいい、原則として次に該当する項目とし、本作業による発生枝等の運搬も含む。また、道路管理者との共同作業も含むものとする。

    - ① 樹木により信号や標識等の視認障害となっている枝等の剪除
    - ② 建築物等に近接している樹木の枝等の剪除
    - ③ 樹木の枯枝、折枝等の剪除
    - ④ 樹木が原因による道路舗装等もち上げによる根切り等の作業。
    - ⑤ その他、樹木が人・車両等の通行に支障となっている場合の障害除去。
  - (2) 作業は、緊急を要する場合があるので、本市の要請に対して速やかに対処できるように作業体制を整えておかなければならない。また、施工にあたり監督職員と十分**協議**のうえ作業に着手すること。
  - (3) 作業に伴い発生した剪定枝等は、公－1－3－5－7 剪定枝・刈込枝等の処分の規定に基づき適正に処分しなければならない。
  - (4) 作業終了時に当日の作業内容、作業時間等を監督職員に**報告**し、**確認**を受けなければならない。

#### 公－１－３－７－３ 根上りにおける根切り

１．受注者は、根上りにおける根切りにあたっては、下記の事項によらなければならない。

- (1) 作業は、本市所管の樹木の根により、歩道や園路の舗装面の隆起や亀裂等が発生し、通行の支障となっている場所を、舗装撤去→根切り→仮復旧（常温合材）という手順で作業を行い、歩道面の安全確保をはかるものである。
- (2) 作業にあたっては、監督職員の**指示**に従い実施箇所、実施範囲、実施内容を十分**確認**のうえ作業を行うものとし、作業に必要な材料、道具等は事前に準備しておかなければならない。

なお、仮復旧については、埋戻し土を十分に締め固めた後、常温合材を敷均し、タンパ（60～100kg）により転圧を行うものとする。

- (3) 道路管理者との共同作業にあつては、監督職員の**指示**に従い、連携を取りながら実施すること。

#### 公－１－３－７－４ 落葉除去工

落葉除去の施工については、公－１－７－５－17落葉除去の規定による。